令和８年度１回目認定日本語教育機関の認定結果一覧

根拠規定略称説明
法：日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律
規：日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律施行規則
認：認定日本語教育機関認定基準
確：認定日本語教育機関の認定等に当たり確認すべき事項
指：認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針
ガ：出席管理及び在留継続支援体制に係る認定日本語教育機関の運営に関するガイドライン
施行通知：日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律等の施行について

〇認定とした日本語教育機関

1	日本語教育機関名	沖縄医療工学院 日本語別科		
	機関所在地	沖縄県宜野湾市	設置者	学校法人SOLA学園
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	100
	設置課程	医療系進学2年コース／医療系進学1年6か月コース		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	学則	法　2条2項3号 規　1条3項9号、2条	学習の評価（第9条）に定める再試験について、受験対象者、受験可能回数及び合格基準点等（補習実施後に60点以上で合格となった場合の成績評価の取扱い、再試験におけるA評価やB評価の獲得可否及び当該評価が当該授業科目の最終評価として扱われるのか等）を分かりやすく生徒に明示すること。また、成績不振者への支援及びD評価となった生徒の取扱いについて、面接審査では説明があったものの、学則等における記載が十分ではなかった。そのため、補習その他の支援方法、修了判定との関係及び修了要件を満たさない生徒の取扱いについて学則等に明記し、生徒に周知すること。さらに、修了と卒業の関係を明確にすること。	
	組織的な研修に関する体制	法　2条3項2号イ 認　10条 確　2(1)⑪	組織的な研修に関する体制について、面接審査における機関側の説明から経験の浅い教員への支援や新課程に対応した研修を実施する方針は理解できたものの、提出書類における記述からは十分に確認することができなかった。よって、面接審査において説明のあった研修を着実に実施し、日本語教育課程の円滑な実施及び教育の質の確保に努めること。	

教育課程の到達目標・到達レベル 学習内容	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(2)(5)	授業科目「試験対策」について、B1レベルとB2レベルでは学習目標が異なる一方で、学習内容が類似している部分が見受けられ、また、授業科目の到達目標であるCan doの記述からは、各レベルにおいて求める言語能力の違いや学習内容との関係が分かりづらかったことから、授業科目の目標と学習内容について明確に整理するとともに、今後も段階的な言語能力の向上が図られるよう努めること。
学習成果の評価	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(8)	授業科目「スピーチ」の評価については、提出書類により評価方法の全体像を確認できたが、評価に用いるルーブリックの評価項目、評価尺度及び各尺度の記述語をさらに精査し、妥当性のある評価が実施できるよう努めること。

2	日本語教育機関名	神戸電子専門学校日本語学科		
	機関所在地	兵庫県神戸市	設置者	学校法人コンピュータ総合学園
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	160
	設置課程	進学2年コース／進学1年6か月コース		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
学習上の支援体制	法　2条3項2号ニ 認　29条	生徒の母語による支援体制に関し、面接審査において、入学時に生徒の英語力も確認した上で英語で対応するほか、外部機関の協力を得て実施する旨説明があったが、認定日本語教育機関の運営当事者ではない者が支援を担うことを前提とする支援体制は、認定日本語教育機関として適切であるとは言えず、また、生徒が学習上及び生活上の支援を受けるに当たっては生徒及び生活指導担当者に相当の英語力が必要となることに留意し、職員の確保も含めて体制の充実に努めること。
生活指導担当者等	法　2条3項2号ニ 認　32条 確　2(4)①	

3	日本語教育機関名	ICA国際会話学院 魚津校		
	機関所在地	富山県魚津市	設置者	株式会社アイ・シー・エイ
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	100
	設置課程	就職2年課程／就職1年6か月課程		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
評価等に関する体制	法　2条3項2号イ 法　8条1項 規　7条 認　9条 確　2(1)⑩	自己点検・評価体制について、教務部門及び事務部門の位置付けや各関係者との連携に関する説明からは、部門の役割や責任体制が分かりづらい状況であった。また、アンケートの実施や外部意見の活用について「必要に応じて」と記載されているが、どのような場合に実施されるのかが不明瞭であった。さらに、改善計画について、申請書類上の実施時期が明確ではなかった。これらのことから、組織体制を含めた自己点検・評価体制、項目別の評価の実施方法及び改善計画の実施時期を明確に整理した上で運用すること。
授業科目	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(6)	授業科目「JLPT対策」について、授業科目の目的と到達目標及び学習目標との関係が、様式第10-2号の記載からは読み取りにくかったことから、到達目標及び学習目標との対応関係が明確になるよう、授業内容を整理すること。
学習成果の評価	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(8)	5つの言語活動ごとの達成度を測る考え方や評価方法が分かりにくく、また、各授業科目の成績評価と言語活動ごとの到達度及び熟達度との具体的な関連が十分に示されていない。このことにより、課程修了時の言語活動ごとの目標への到達を確認できる評価方法となっているかが申請書類上の記載からは不明瞭であったため、適切な評価を行えるよう評価方法等を分かりやすく整理するとともに、あらかじめ教員及び生徒と共有できる体制を整備すること。

4	日本語教育機関名	大和国際日本語学院		
	機関所在地	奈良県大和高田市	設置者	株式会社北門
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	120
	設置課程	進学2年コース／進学1年9か月コース		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
帳簿の備付け等	法　10条 規　10条	学習成果の評価をD（不可）とした際の取扱いのうち、補習等を受けた後に再びDとなった場合や、複数レベルでDとなった場合を含めた全体的な取扱いの趣旨及び運用における各授業科目ごとの取扱いが機関内で十分に整理されていないと見受けられたことから、これらの取扱いを生徒が十分に理解できるように内容を整理し、必要な説明を行うこと。 なお、面接審査において、再評価後もDとなった場合等には自主退学を促し、これに応じない場合には学則第23条に基づく退学処分を検討する旨説明があったところ、当該取扱いについては、生徒に対し十分な学習支援及び改善の機会を与えた上で、同条第3項第2号に該当すると判断する基準及び手続を明確にして生徒に周知するとともに、実際の運用においては、自主退学の勧奨が生徒の意に反した強要とならないよう留意するほか、当該事由によって自主退学を勧奨した際は、その判断過程や面談内容等に関する記録について、認定法施行規則第10条に定める帳簿書類として適切に保存すること。
学則	法　2条2項3号 規　1条3項9号、2条	
学習成果の評価	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(8)	
修了の要件	法　2条3項2号ハ 認　28条 確　2(3)⑥ 指　5-2(9)	
帳簿の備付け等	法　10条 規　10条	授業に1分でも遅れた生徒は欠席扱いとし、教室に入れないという取扱いについて、機関の基本理念において生徒が自立することを目指していること、目的において主体的に考え行動する力を求めていること等から、生徒の自律性や主体性について考慮し、生徒の学習の機会を奪うことにならないように具体的な検討を進め、出席管理の基準について改めて検討すること。なお、当該基準を変更する場合には、その内容を学則に明記するとともに、学則変更に係る届出を適切に行うこと。その際、出席管理の運用が、過度に一律的又は懲罰的なものとならないよう留意するほか、入室制限を行った場合は、当該事案の理由、対応状況及び出席状況との関係が確認できる記録を、認定法施行規則第10条に基づき適切に保存すること。 また、日本語教育課程編成のための指針において示されている、「日本語教育の参照枠」を踏まえた学習者を社会的存在として捉える考え方を踏まえ、生徒を一方的な管理の対象とするのではなく、機関として定めた規則の目的及び必要性を生徒に明確に説明するとともに、生徒自身が自らの行動を振り返り、適切に判断し行動できるよう、必要な支援を行うこと。
学則	法　2条2項3号 規　1条3項9号、2条	
出席管理体制	法　2条3項2号ニ 認　30条 ガ　1	
生活指導担当者等	法　2条3項2号ニ 認　32条 確　2(4)①	

5	日本語教育機関名	ICA国際会話学院 唐津校		
	機関所在地	佐賀県唐津市	設置者	株式会社アイ・シー・エイ
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	100
	設置課程	就職2年課程／就職1年6か月課程		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
評価等に関する体制	法　2条3項2号イ 法　8条1項 規　7条 認　9条 確　2(1)⑩	自己点検・評価体制について、教務部門及び事務部門の位置付けや各関係者との連携に関する説明からは、部門の役割や責任体制が分かりづらい状況であった。また、アンケートの実施や外部意見の活用について「必要に応じて」と記載されているが、どのような場合に実施されるのかが不明瞭であった。さらに、改善計画について、申請書類上の実施時期が明確ではなかった。これらのことから、組織体制を含めた自己点検・評価体制、項目別の評価の実施方法及び改善計画の実施時期を明確に整理した上で運用すること。
授業科目	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(6)	授業科目「JLPT対策」について、面接審査では、授業科目の目的と到達目標及び学習目標との関係を示す授業内容として、ロールプレイ等の活動を授業内で実施する旨の説明があったものの、その内容が様式第10-2号における授業科目の概要や学習目標等からは明確に読み取れないことから、到達目標及び学習目標との対応関係が明確になるよう、授業内容を整理すること。
学習成果の評価	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(8)	5つの言語活動ごとの達成度を測る考え方や評価方法が分かりにくく、また、各授業科目の成績評価と言語活動ごとの到達度及び熟達度との具体的な関連が十分に示されていない。このことにより、課程修了時の言語活動ごとの目標への到達を確認できる評価方法となっているかが申請書類上の記載からは不明瞭であったため、適切な評価を行えるよう評価方法等を分かりやすく整理するとともに、あらかじめ教員及び生徒と共有できる体制を整備すること。
入学者の募集	法　2条3項2号ハ 認　26条	募集要項について、実際に募集している課程や主な対象者、修了後の進路等に関する情報が十分に整理されていなかったことから、運用実態との整合性を確保した上で適切に記載すること。

6	日本語教育機関名	中部ランゲージアカデミー		
	機関所在地	愛知県豊橋市	設置者	学校法人豊橋インターナショナルアカデミー
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	105
	設置課程	進学2年課程／進学1年6か月課程		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
情報の公表に関する体制	法　2条3項2号イ 法　3条1項 規　4条 認　9条	法令で公表が求められる「生徒の数」について、ホームページ上で容易に確認できるよう、掲載場所等を工夫すること。
学則	法　2条2項3号 規　1条3項9号、2条	学則第20条第3項(4)「正当な理由がなく出席しない者」について、欠席の回数にかかわらず退学処分の対象となるように解され得ることから、実態に即して具体的に記載すること。また、学則第12条について「試験成績」に全ての評価項目が含まれるようにも解され得ることから、評価方法については実態に即して明確に記載すること。加えて、「試験成績の成績を総合」という文言についても、より分かりやすい表現となるよう明瞭に記載すること。
教育課程編成の考え方 学習内容 授業科目 学習成果の評価	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(1)(5)(6)(8)	授業科目「プロジェクトワーク」は、授業科目「総合」と同じ教材を用いて、各課のテーマを身近な状況に応用して課題に取り組むものであり、言語活動は「話す（発表）」のみが設定され、評価方法も授業内の発表と期末考査に限定されているが、実際の活動は、資料を読む、情報提供者に質問する、発表資料を作成するといった多様な活動が計画されている。授業科目「総合」との関連も考慮して、言語活動の設定や学習目標、特に期末考査の内容及び配点を含む評価方法について、学習目標との整合性の観点から再検討すること。

7	日本語教育機関名	ファーストスタディ日本語学校 大阪本校		
	機関所在地	大阪府大阪市	設置者	株式会社インフィニット・グロース
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	680
	設置課程	進学2年課程／進学1年9か月課程／進学1年6か月課程／進学1年課程		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
学則	法　2条2項3号 規　1条3項9号、2条	在学中の生徒に対する各レベル修了時の試験において、不合格者に対する補習及び追試の実施のほか、定期的に面談を行い、学習進度に遅れが見られる者は支援を行う旨説明があったところ、複数回追試に不合格となった者への対応や、予定していた補講期間終了後も合格に至らなかった場合の追試の取扱いについて、その基準や運用が必ずしも明確でなかったことから、当該生徒への対応について、修了要件及び学則との整合性を含めて整理し、運用を明確化すること。
学習成果の評価	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥	
修了の要件	法　2条3項2号ハ 認　28条 確　2(3)⑥ 指　5-2(9)	
情報の公表に関する体制	法　2条3項2号イ 法　3条1項 規　4条 認　9条	添付書類(31)「情報公表の概要が分かる書類」では授業科目とその内容について十分に示していないことから、ホームページや入学案内等により入学希望者に授業科目とその内容を分かりやすく示すこと。
学習成果の評価	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(8)	評価に当たりルーブリックを用いる際は、生徒の言語能力をより適切に評価できるよう、評価対象となるレベル、テーマ、タスク及び設定したCan doに応じて評価項目や評価基準を十分に検討し、適切に活用すること。

8	日本語教育機関名	ファーストスタディ日本語学校 大阪泉大津校		
	機関所在地	大阪府泉大津市	設置者	株式会社インフィニット・グロース
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	160
	設置課程	進学2年課程／進学1年9か月課程／進学1年6か月課程／進学1年課程		

留意事項の該当する項目	根拠規定	理由
学則	法　2条2項3号 規　1条3項9号、2条	在学中の生徒に対する各レベル修了時の試験において、不合格者に対する補習及び追試の実施のほか、定期的に面談を行い、学習進度に遅れが見られる者は支援を行う旨説明があったところ、複数回追試に不合格となった者への対応や、予定していた補講期間終了後も合格に至らなかった場合の追試の取扱いについて、その基準や運用が必ずしも明確でなかったことから、当該生徒への対応について、修了要件及び学則との整合性を含めて整理し、運用を明確化すること。
学習成果の評価	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥	
修了の要件	法　2条3項2号ハ 認　28条 確　2(3)⑥ 指　5-2(9)	
情報の公表に関する体制	法　2条3項2号イ 法　3条1項 規　4条 認　9条	添付書類(31)「情報公表の概要が分かる書類」では授業科目とその内容について十分に示していないことから、ホームページや入学案内等により入学希望者に授業科目とその内容を分かりやすく示すこと。
評価等に関する体制	法　2条3項2号イ 法　8条1項 規　7条 認　9条 確　2(1)⑩	自己点検・自己評価の実施に当たり、生徒からの意見や評価の集約方法について整理して具体化し、点検・評価を適切に実施できるよう体制を整備すること。
学習成果の評価	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(8)	評価に当たりルーブリックを用いる際は、生徒の言語能力をより適切に評価できるよう、評価対象となるレベル、テーマ、タスク及び設定したCan doに応じて評価項目や評価基準を十分に検討し、適切に活用すること。

9	日本語教育機関名	Genki Japanese and Culture School		
	機関所在地	福岡県福岡市	設置者	株式会社グローバルウィザス
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	172
	設置課程	日本を学ぶ・日本語教養①1年コース／日本を学ぶ・日本語教養①1年6か月コース／日本を学ぶ・日本語教養②1年コース／日本を学ぶ・日本語教養②1年6か月コース／日本を学ぶ・日本語教養③1年コース／日本を学ぶ・日本語教養③1年6か月コース／日本を学ぶ・日本語教養④1年コース		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
教育課程の到達目標・到達レベル 学習成果の評価	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(2)(8)	教育課程の到達目標・到達レベル、学習内容及び学習時間との関係については整理されていたものの、課程全体の到達目標が達成されたかを適切に測るための熟達度評価の方法については、評価タスクや評価基準・ルーブリックの整備がなお途上であることが確認された。到達目標とその達成につなげるための学習活動及び学習成果の評価との対応関係をより明確にするとともに、課程全体の到達目標の達成につながる学習活動や達成状況を適切に測る評価方法の整備を引き続き行うこと。

10	日本語教育機関名	Fuji Language School		
	機関所在地	群馬県前橋市	設置者	株式会社FLS
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	160
	設置課程	進学2年課程／進学1年6か月課程		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
組織的な研修に関する体制	法　2条3項2号イ 認　10条 確　2(1)⑪	年4回、3か月に1回の全体会議の際に実施する研修内容が多岐にわたる計画が示されているところ、各研修に割り当てられる時間の目安が具体的に示されず、また予算額の記載もなされていない。機関の教育目標を達成するするために必要とされる研修時間とそのための予算を確保し、実効性のある研修計画を整備すること。
学習成果の評価	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(8)	成績評価については、出席率や課題提出率を含む学期・授業科目の成績評価と、日本語教育の参照枠を踏まえた言語活動ごとの到達度・熟達度評価との関係性及び区分を明瞭に伝わる形に整理の上、学則・関係規定や成績表等に明記して生徒及び教員間で十分に共有すること。特に、課題提出率の評価においては、単なる提出の有無による評価ではなく、学習成果を測る客観的な基準を設けるとともに、ルーブリック評価の運用基準を明確化し、評価の合理性・透明性・公平性を確保すること。
修了の要件	法　2条3項2号ハ 認　28条 確　2(3)⑥ 指　5-2(9)	

11	日本語教育機関名	NNJ信州日本語学院		
	機関所在地	長野県松本市	設置者	株式会社NNJ
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	80
	設置課程	進学2年課程／進学1年6か月課程		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
入学者の日本語能力等の確認	法　2条3項2号ハ 認　27条	学習開始時に求められる日本語能力が課程ごとにそれぞれ異なることを踏まえ、各課程での学習に必要な日本語能力の有無を適切に判断できるよう、面接試験の評価基準を明確にすること。
学習上の支援体制	法　2条3項2号ニ 認　29条	生徒の母語を用いて学習上及び生活上の支援に当たる職員については、開校時は非常勤で配置する計画であり、今後、必要に応じて支援体制の見直しを行う旨の説明があった。非常時等緊急を要する場合にも十分な対応ができるよう、支援体制の充実を図ること。

12	日本語教育機関名	和心学院 桑名校		
	機関所在地	三重県桑名市	設置者	株式会社和心
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	100
	設置課程	進学2年課程／進学1年9か月課程		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
日本語教育機関の経営に必要な知識又は経験を有すること（法人の場合、経営を担当する役員）	法　2条3項1号ロ(2) 確　1(2)イ～ニ	主任教員が教育課程の編成及び実施、教員研修の実施、ICTを活用した情報共有体制の構築等において中心的な役割を担うこととしており、業務が集中することが想定されることから、教育の質の維持・向上を継続的に図るため、設置代表者、校長及びその他の教職員による組織的な支援体制の充実を図ること。校長については、学校教員としての経験を持つが、教育機関の運営及び日本語非母語話者を対象とする日本語教育の経験が多いとは言えないことから、学校教育と非母語話者に対する日本語教育の違い、及び近年の日本語教育を取り巻く状況の変化などを十分に把握することにより、認定日本語教育機関としての安定した組織、運営体制の強化に努めること。

13	日本語教育機関名	専門学校東京国際ビジネスカレッジ日本語学科		
	機関所在地	東京都台東区	設置者	学校法人創志学園
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	200
	設置課程	進学2年課程／進学1年6か月課程		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
教育課程の到達目標・到達レベル	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(2)	一部の授業科目について、同一レベル内で求める学習目標のCan doの難易度にばらつきが見られることから、「日本語教育の参照枠」との対応関係を踏まえ、Can doのレベル感を改めて精査すること。
学習内容	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(5)	自律的に学習する能力を育成する教育方針は示されているものの、その内容が到達目標であるCan doに十分反映されておらず、評価基準及びポートフォリオ評価等との関係も必ずしも明確ではないことから、自律学習に関する到達目標及び評価方法との関連性をより明確に整理すること。

14	日本語教育機関名	国際言語文化センター附属日本語学校		
	機関所在地	沖縄県那覇市	設置者	株式会社国際言語文化センター
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	422
	設置課程	進学2年課程／進学1年9か月課程／進学1年6か月課程／進学1年3か月課程		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
日本語教育課程の目的及び目標	法　2条3項2号ハ 認　16条 確　2(3)① 指　5-2(1)	全課程の全言語活動においてB2.2レベルへの到達を目標としていることから、想定している主たる進学先や生徒の実際の学習状況及び進路状況を踏まえ、その目標設定及び達成状況を継続的に検証し、教育課程の目的及び目標が適切に達成されているか確認するとともに、必要に応じてカリキュラム等の見直しを行うこと。
入学者の日本語能力等の確認	法　2条3項2号ハ 認　27条	課程ごとに求める入学時の日本語能力水準に差を設ける方針であることは確認できたものの、その具体的な選考基準や判定方法、各課程に必要な日本語能力の詳細については、提出書類や対外的な説明資料においてより明確に示すことが望まれる。 入学希望者や募集関係者が適切に理解できるよう、課程ごとの選考基準及び判定方法を明確化し機関内で共有するとともに、必要な情報を適切に公表すること。

15	日本語教育機関名	早稲田文化館日本語学校		
	機関所在地	東京都台東区	設置者	株式会社アジアチャレンジ
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	1070
	設置課程	進学2年課程／進学1年9か月課程／進学1年6か月課程／進学1年課程		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
評価等に関する体制	法　2条3項2号イ 法　8条1項 規　7条 認　9条 確　2(1)⑩	点検・評価について、面接審査においては、本務等教員、生活指導担当、非常勤講師という評価者ごとに3種類の評価書式を作成し、使用する予定である旨の説明があったが、提出資料からはその内容や対象者ごとの整理が十分に確認できなかった。点検・評価を適切かつ実効的に実施するため、評価者ごとの役割及び評価対象を明確に整理し、点検・評価の実施体制及び評価方法を具体的に定めること。また、5段階の評価のうち、評価3以下の場合のみ課題等の記載を求める仕組みとしているが、評価4又は5の高評価の場合も、その評価に至った理由や根拠を把握することは、優れた取組みの共有や組織的な改善活動の推進の観点から重要である。点検・評価の実効性を高めるため、評価の高低にかかわらず、それぞれの根拠及び理由を適切に把握できる方法を検討すること。
組織的な研修に関する体制	法　2条3項2号イ 認　10条 確　2(1)⑪	計画されている研修について、その多くが校長、副校長及び主任教員を講師として実施する内容となっている。これらの者は、教育課程の編成及び運営の中核を担う立場であることから、自らの専門性の維持・向上を図るため、外部研修、学会参加等により継続的に研鑽を積むことができる研修計画を策定するとともに、日本語教育の参照枠及びCan doに関する理解を一層深め、教育課程の運営及び改善に生かすこと。
教育課程の到達目標・到達レベル	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(2)	各レベルの到達目標として設定されているCan doについて、具体的な言語活動が記載されているものと抽象的な記載にとどまるものが混在しており、レベル間で記述の具体性や粒度にばらつきが見受けられる。各レベルの到達目標が適切に比較・理解できるよう、記述の観点や具体性を整理し、各レベルの到達目標がより明確に分かる記載となるよう検討すること。
授業科目	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(6)	「総合日本語」、「文法運用」及び「言語知識」等の授業科目について、各授業科目の目的や相互の関係性をより明確に整理するとともに、日本語教育課程編成のための指針が求める日本語教育の参照枠の趣旨を踏まえ、Can doを基盤とした教育活動及び行動中心アプローチの考え方が一層反映された教育課程となるよう、継続的な改善に努めること。

	学習上の支援体制	法　2条3項2号ニ 認　29条	日々の小テスト等の結果に基づき、学習支援が必要な生徒に対する面談及び補習の時間数について、計画されている支援内容を踏まえると、適切な指導を行う観点からは指導時間が不足する場合も想定されることから、支援内容に応じた適切な時間数や実施方法を検討すること。

16	日本語教育機関名	ふじやま国際学院		
	機関所在地	山梨県南都留郡	設置者	株式会社アステージ
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	140
	設置課程	進学2年コース／進学1年6か月コース／進学1年コース		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
組織的な研修に関する体制	法　2条3項2号イ 認　10条 確　2(1)⑪	主任教員自身が受講する研修は外部研修1件のみであり、その他は主任教員が他の教員に対して研修を実施する計画となっている。教育の質の確保及び系統的・段階的な人材育成の観点から、主任教員を含む中堅教員等が外部の知見や専門性を計画的に取り入れられるよう、研修内容及び実施体制の充実を図ること。
学習上の支援体制	法　2条3項2号ニ 認　29条	修了要件については、学習サポート室による補講や個別支援を通じて進級要件の充足を図る運用が説明されたが、学習成果が十分に達成されていない生徒への支援方法や補講の実施体制について、教員の負担を含めた具体的な運用を継続的に検証すること。また、学習支援によって教育課程で求める到達目標の達成が確実に図られるよう、支援体制の実効性を定期的に確認すること。加えて、自己評価、ルーブリック等の評価方法及び基準についても、透明性と一貫性を確保するため、教員間で十分に協議し、事前に教員及び生徒と共有すること。
生活指導担当者等	法　2条3項2号ニ 認　32条 確　2(4)①	本務等教員の多くが授業を担当するとともに、生活指導業務を兼務しており、主任教員についても教員指導、教育課程編成等の業務を担う体制となっている。今後の支援案件の増加も見据え、教育の質及び生徒支援の質を維持できるよう、業務量を継続的に検証すること。併せて、本務等教員が日本語授業に専念できるよう、必要に応じて生活指導担当者を増員するなど、教職員体制を整えること。

17	日本語教育機関名	TOMONI日本語学校		
	機関所在地	大阪府泉南郡	設置者	株式会社共新
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	80
	設置課程	進学2年コース／進学1年6か月コース		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
生活指導担当者等	法　2条3項2号ニ 認　32条 確　2(4)①	生徒の夜間・休日の相談等にも対応できるよう、本務等教員、事務・生活指導担当者及び生徒によるLINEグループを設けていることについては、生徒が速やかに連絡できる体制として一定の意義が認められる。今後、継続的かつ安定的な生活指導体制を確保する観点から、LINEグループによる連絡体制の位置付けを改めて整理するとともに、緊急時や夜間・休日の対応を含めた運用について、当番体制、勤務時間、代替要員の確保、対応後の休息等を踏まえ、生活指導全般の勤務管理の在り方について検討すること。
授業科目	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(6)	授業科目「キャリアデザイン」について、自律的に学び続ける力の育成を担う授業科目としての位置付けを踏まえ、教育課程における当該授業科目の学習の意義、役割、到達目標、及び他の授業科目との関連が明確になるよう、生徒及び教職員にとってより分かりやすい形で整理・共有すること。
学習成果の評価	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(8)	評価の実施に当たり、各授業科目について、到達目標と評価項目との対応関係を明確に整理するとともに、その結果を生徒へのフィードバック及び教育改善に活用しながら、教育課程の到達目標及び各授業科目の到達目標に照らした評価の妥当性及び信頼性の向上に努めること。

18	日本語教育機関名	日本こども福祉専門学校 日本語学科		
	機関所在地	新潟県新潟市	設置者	学校法人新潟福祉医療学園
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	100
	設置課程	専門学校進学2年課程／専門学校進学1年課程		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
組織的な研修に関する体制	法　2条3項2号イ 認　10条 確　2(1)⑪	非常勤教員に対する研修手当等について、適切に積算し、予算計画に反映すること。
学習内容 学習成果の評価	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(5)(8)	授業科目「総合日本語」における「話すこと（やり取り）」及び「聞くこと」に関する学習内容について、シラバス等において明確に示すとともに、教員間で十分な情報共有を行い、授業内容の統一性を確保すること。 また、面接審査において、授業科目「プロジェクト」で行われる「話すこと（やり取り）」については、主として発表時の質疑応答により評価する旨の説明があった。しかしながら、当該授業科目においては、発表に至る過程で学生同士の話し合い等が行われているとの説明もあったことから、当該過程における活動についても必要に応じて評価するなど、学習内容や学習成果の適切な評価方法を検討し工夫すること。
学習上の支援体制	法　2条3項2号ニ 認　29条	生徒の母語による支援については、非常勤スタッフを採用し、不測の事態を含めた対応が可能との説明であったが、一定の割合を占める国籍の生徒に対する母語支援体制については、当該機関として計画的に整備を進め、確実に履行すること。

19	日本語教育機関名	専門学校アジア・アフリカ語学院		
	機関所在地	東京都三鷹市	設置者	公益財団法人アジア・アフリカ文化財団
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	140
	設置課程	進学2年課程／進学1年6か月課程		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
評価等に関する体制	法　2条3項2号イ 法　8条1項 規　7条 認　9条 確　2(1)⑩	自己点検評価委員会の委員長を校長が務めるとともに、自己点検評価結果の報告先も校長とされていることから、当該評価結果の客観性を確保し、点検評価を実効的に機能させるため、外部評価の活用等も含め、より適切な点検評価体制の整備に努めること。
学習内容	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(5)	学習内容については、知識の定着にとどまらず、生徒が実際の場面で日本語を運用できる力を身に付けられるよう、活動を工夫すること。また、ポートフォリオや振り返り活動については、生徒自身が継続的に学習状況を確認し、学習改善に活用できる仕組みを工夫するなど、生徒が自身の学習をマネジメントする能力の育成に向けた取組の充実を図ること。
教材等	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(7)	授業や定期試験における教材の使用に当たっては、著作権法等の関係法令を遵守し、適切に取り扱うこと。
学習成果の評価	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(8)	学習成果の評価については、再試験、補講、課題等を含めた評価の運用の詳細を整理し、これらを各レベルの到達判定及び修了判定に反映する方法を明確にすること。その上で、学習成果の評価及び修了判定について、客観性及び透明性を確保するとともに、教職員間で共通理解を図ること。また、ルーブリック評価については、課題の内容に応じた評価項目及び評価基準を設定するなど、生徒の能力を適切に測定できるよう改善すること。
入学者の日本語能力等の確認	法　2条3項2号ハ 認　27条	進学1年6か月課程においては、A2相当レベルを入学要件としながら、B1レベルから学習を開始する教育課程となっていることから、入学者の日本語能力の状況によっては、B1レベルからの学習に円滑に対応できない可能性がある。このため、入学選考時に口頭での応答等を含めた日本語能力の確認を適切に実施するとともに、必要に応じて橋渡し指導等の学習支援を行うこと。

20	日本語教育機関名	滋賀国際日本語学院		
	機関所在地	滋賀県米原市	設置者	キャストリンクス株式会社
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	100
	設置課程	大学進学2年コース／大学進学1年6か月コース		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
情報の公表に関する体制	法　2条3項2号イ 法　3条1項 規　4条 認　9条	日本語教育課程の授業科目及びその内容について、ホームページ案及び機関案内において、Can doレベルの記載にとどまり、各課程・授業科目でどのような学習を行うのかが十分に示されていない。入学希望者が教育内容を適切に理解できるよう、授業科目及びその内容について、分かりやすく公表すること。
評価等に関する体制	法　2条3項2号イ 法　8条1項 規　7条 認　9条 確　2(1)⑩	点検・評価項目についてどのような資料やデータを根拠として評価を行うのかが十分に整理されていない。また、評価者が用いる評価基準及び評価方法についても,客観性・再現性の観点から更なる具体化が望まれる。根拠資料、評価基準及び評価手順を明確に整理し、根拠に基づく点検・評価を確実に実施できる体制を整備すること。
校長	法　2条3項2号イ 認　4条 確　2(1)①	校長は教育分野における経験を有しているものの、面接審査において、留学生の在留管理、在籍管理、生活支援等、日本語教育機関の運営に特有の事項に関する説明は限定的であった。認定日本語教育機関の校長として、アルバイト等を含む留学生管理及び生活支援に関する日本語教育機関の実態について十分認識するとともに、教職員に対する研修及び情報共有を継続的に行うこと。

21	日本語教育機関名	大阪文化国際学校		
	機関所在地	大阪府大阪市	設置者	学校法人岡学園
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	500
	設置課程	進学日本語学科2年課程／進学日本語学科1年9か月課程／進学日本語学科1年6か月課程／進学日本語学科1年課程／ビジネス日本語学科2年課程／ビジネス日本語学科1年9か月課程		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
評価等に関する体制	法　2条3項2号イ 法　8条1項 規　7条 認　9条 確　2(1)⑩	自己点検・評価における評価基準について、「概ね達成しているが、一部において改善の余地が認められる」等の評価区分の判断基準が具体的でなく、評価結果の根拠が外部から見て分かりにくいものとなっている。そのため、評価区分ごとの詳細な判断指標を数値等により明確化し、外部に対しても評価の客観性及び透明性が担保されるよう、運用の改善を図ること。
組織的な研修に関する体制	法　2条3項2号イ 認　10条 確　2(1)⑪	組織的な研修計画について、新任教員や担当業務別の研修は計画されているものの、特に一部の区分の教員に対しては、その職位や経験に応じた研修内容について、更なる整理の余地が認められる。全ての教員について、日本語教師としてのキャリア形成を見据えた系統的・段階的な人材育成が図られるよう、研修体系及び計画の更なる充実を図ること。
学習内容	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(5)	様式第10-3号として提出された時間割は、週によって異なる内容が多数のパターンで構成されていることから、生徒が学習リズムの把握や授業科目配置をより理解しやすくなるよう工夫の余地が認められる、生徒や入学希望者が各段階の学習スケジュールを容易に把握できるよう、時間割の示し方を工夫するとともに、教育課程の体系性を分かりやすく明示すること。
学習成果の評価	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(8)	学習成果の評価について、AからEまでの評価区分において申請書類上「Can-doの柔軟な運用ができる」等の記載があるものの、それぞれの評価区分の差異や判断基準が外部からは分かりにくいものとなっている。そのため、各評価区分に対応する具体的な到達状況や得点率等の判定基準を、生徒に対しても目に見える形で明確に示し、生徒及び教員が評価の結果を適切に理解できるよう改善を図ること。 また、成績の評価に当たっては、到達度テストの結果のみに依存せず、日本語教育課程編成のための指針に示された「多様な評価方法を組み合わせて」の考え方も踏まえ、日々の形成的評価等の結果をどのように成績判定に関連付けるかについても検討を行うこと。

22	日本語教育機関名	福岡医療秘書福祉＆IT専門学校		
	機関所在地	福岡県福岡市	設置者	学校法人三幸学園
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	80
	設置課程	進学2年課程		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
評価等に関する体制	法　2条3項2号イ 法　8条1項 規　7条 認　9条 確　2(1)⑩	自己点検評価の各項目について数値目標、評価基準を明確にして共有するとともに、第三者評価を実施する際には評価の体制を整え、確実に実施すること。
学則	法　2条2項3号 規　1条3項9号、2条	学期末とレベルの終期が相違するところ、教務規定第6条には成績評価に関して「学期末試験」を用いると記載されているが、学則と様式第10-2号の記載に整合していない点があること、学則第14条（教職員に関する規定）の必要教員数の記載について、認定基準第6条にを踏まえてより分かりやすく整理する余地があること、各授業科目における単位修得ができなかった者（不合格の者）の取扱いについて、教務規定第8条以外の取扱いが必ずしも明確でないことから、学則の記載を見直すこと。
学習内容 授業科目	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(5)(6)	異なる授業科目において同一の言語活動を扱う際、授業科目ごとの特徴を考慮した上で、科目ごとの目標を明確化した学習内容とすること。また、方略能力の育成に関し、どのように教育課程に反映させ、具体的にどのような教育活動を通じて達成しようとしているかを文書上も明確化し、意識化した上で実践すること。
学習成果の評価	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(8)	言語活動別の評価及び熟達度の評価に関し、特に熟達度評価を実施する場合については、到達度評価と熟達度評価の関係を意識して検討した上で、どのような試験を用いてどのように判定するのかを、生徒が把握しやすい方法で共有すること。
入学者の募集	法　2条3項2号ハ 認　26条	入学者の募集のに当たり、入学案内（添付書類(24)）においても、日本語教育課程編成のための指針を踏まえ、入学時の選考基準及び日本語教育の参照枠に基づく日本語能力レベルの記載を検討すること。また、入学者の要件に英語能力を求める場合は、その必要性や英語を必要とする場面を想定し、必要な英語能力について明確化するとともに、適切な選考方法について検討すること。また、選考料（又は入学検定料）に関する記載について添付書類間で整合を取ること。
入学者の日本語能力等の確認	法　2条3項2号ハ 認　27条	

23	日本語教育機関名	国際ビジネス日本語学校		
	機関所在地	香川県高松市	設置者	国際ビジネス協同組合
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	80
	設置課程	進学日本語2年コース／進学日本語1年6か月コース		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
学則	法　2条2項3号 規　1条3項9号、2条	当該機関においては、学期ごとの修了にはその学期で実施された全ての授業科目への合格を要し、また、課程の修了及び卒業の認定には、これに加えて熟達度試験への合格及び出席率の充足を要する旨の説明がなされたところ、各教員が共通認識を持てるよう、それぞれの要件の趣旨及び位置付けについて教員間で十分に共有した上で、学期ごとの修了、課程の修了及び卒業要件の関係が明確となるよう学則を適切に見直し、運用すること。
組織的な研修に関する体制	法　2条3項2号イ 認　10条 確　2(1)⑪	様式第6-7号に記載された研修計画について、実施担当者である校長や主任教員等に過度な負担が生じることのないよう、実施体制や実施方法を工夫して研修計画を適切に実施すること。
教育課程の到達目標・到達レベル	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(2)	「日本語総合」科目について、より効果的に各言語活動の到達目標の達成につながるよう、授業内における指導内容や成績を算出する際の評価の割合について検討すること。また、「試験対策」科目については、当該授業科目において育成する能力がより適切に示されるよう、Can doの記載内容を工夫すること。
学習成果の評価	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(8)	添付資料(23)のルーブリックシートについて、例えば、「パフォーマンス（発表）」のルーブリックシートにおける「できる3つのポイント」と評価基準との対応関係を明確にするなど、学習目標及び評価基準との対応関係が明確となるよう改善を図り、学習目標の達成度をより適切に測定できるよう工夫すること。
入学者の募集	法　2条3項2号ハ 認　26条	入学者の募集に当たっては、施行通知第4の2(17)に定める事項を踏まえ、校舎の立地条件並びに設置者の沿革及び実績についても、入学を希望する者に対して適切かつ正確に情報提供を行うこと。

24	日本語教育機関名	神戸国際語言学院		
	機関所在地	兵庫県西宮市	設置者	株式会社三民興産
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	356
	設置課程	進学日本語2年課程／進学日本語1年9か月課程／進学日本語1年6か月課程		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
教育課程の到達目標・到達レベル	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(2)	授業科目の到達目標については、教育課程の到達目標及びレベルごとの学習目標との整合性が分かりにくいものが見受けられ、中でも授業科目「会話」及び「作文」においては到達目標が限定的な内容となっていることから、教育課程の到達目標を踏まえ、それを実現するための各授業科目の到達目標及びレベルごとの学習目標の関係が明確になるよう内容を精査すること。
学習内容 学習成果の評価	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(5)(8)	「自律的な学習管理能力」については、教育課程の重要な柱として位置付けられている一方、その到達度の評価は限定的なものとなっている。当該能力の重要性を踏まえ、課程全体を通じた育成及び評価の在り方について再検討すること。
修了の要件	法　2条3項2号ハ 認　28条 確　2(3)⑥ 指　5-2(9)	教育課程の修了認定については、各科目の学習成果、教育課程全体の到達度、履修状況等を踏まえた総合的な判定となるよう修了認定基準を整理すること。また、修了認定基準に満たない生徒に対する補習、再試験等の学習支援及び再評価の方法についても明確にすること。

25	日本語教育機関名	ワンビジョン日本語学校		
	機関所在地	大阪府大阪市	設置者	株式会社ワンビジョン
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	100
	設置課程	進学2年コース／進学1年6か月コース		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
修業期間・学習時間	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(3)	母国でA1レベルを学んだ進学2年コースの生徒はA1レベルの復習から開始する一方で、母国でA2レベルを学んだ進学1年6か月コースの生徒はB1レベルから学習を開始する計画であり、B1レベル以降は同一の内容となっている。全ての言語活動においてB2レベルという到達目標を達成するために、進学1年6か月コースの生徒がB1レベルから円滑に学習を開始できるよう、生徒を適切に選抜し、来日前学習を充実させるなど、いずれのコースも無理のない教育課程となるよう努めること。

26	日本語教育機関名	天理教語学院 日本語科		
	機関所在地	奈良県天理市	設置者	天理教
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	40
	設置課程	日本語専修1年課程		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
学則	法　2条2項3号 規　1条3項9号、2条	添付書類(29)学則、添付書類(31)情報公開の概要が分かる書類をはじめとする各種書類における日本語能力のレベル名称、到達目標及び言語活動に関する表記については、日本語教育課程編成のための指針を踏まえ、日本語教育の参照枠のレベル設定に対応させた適切な名称となるよう記載を整理すること。
情報の公表に関する体制	法　2条3項2号イ 法　3条1項	
評価等に関する体制	法　2条3項2号イ 法　8条1項 規　7条 認　9条 確　2(1)⑩	自己点検評価の各項目について、評価者の役割分担や評価基準を明確にし、自己点検後の改善も含めて確実に実施すること。
学習上の支援体制	法　2条3項2号ニ 認　29条	支援体制について、責任者と担当者の役割分担を明確にし、学習上及び生活上の支援体制のより一層の充実に努めること。

27	日本語教育機関名	早稲田言語学院		
	機関所在地	東京都新宿区	設置者	株式会社WLS教育グループ
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	1006
	設置課程	進学2年課程／進学1年課程／進学1年9か月課程／進学1年9か月Basic課程／進学1年6か月課程／進学1年6か月Basic課程／進学1年3か月課程／進学2年漢字強化課程／進学1年9か月漢字強化課程／進学1年6か月漢字強化課程		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
組織的な研修に関する体制	法　2条3項2号イ 認　10条 確　2(1)⑪	数多くの研修が計画されているところ、このうち多くの内部研修において主任教員が実施者になっていることから、主任教員に業務が過度に集中しないよう留意すること。

28	日本語教育機関名	NSA日本語学校		
	機関所在地	愛知県名古屋市	設置者	株式会社NSA
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	300
	設置課程	2年進学コース／1年6か月進学コース		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
学則	法　2条2項3号 規　1条3項9号、2条	添付書類(29)として提出された学則について、修了要件・卒業証書の授与条件に加え修了不可となった者・退学者への証明書交付に関する記載を検討すること。また、面接審査時に説明のあった災害時の転学支援における学費の返金の取扱いについては、生徒への適切な周知・運用に努めること。
評価等に関する体制	法　2条3項2号イ 法　8条1項 規　7条 認　9条 確　2(1)⑩	自己点検・評価の実施に当たっては、評価項目に仲介手数料の適正性等を含む「財務に関すること」をより明確に盛り込み、根拠に基づいた点検を行える体制の充実に努めること。また、各評価項目の担当者、役割分担及び実施スキームを明確にし、客観的かつ実効性のある点検・評価体制を確立すること。
組織的な研修に関する体制	法　2条3項2号イ 認　10条 確　2(1)⑪	非常勤講師が参加する研修について、手当等の必要な経費を適切に予算化すること。また、単なる事業や交流活動と教員研修の区別を整理し、教員の経験や初任・中堅等の段階に応じた系統的・段階的な研修計画の充実に努めること。
授業科目 学習成果の評価	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(6)(8)	「ホームルーム」や「進路指導」等の成績評価には反映しない授業科目について、教育課程における位置付けや修了要件との関係を整理し、生徒及び教員に明確に示すこと。また、最終学期の総括的評価と日常の形成的・到達度評価の関係性を整理し、修了判定及び成績評価の基準と方法の合理性・透明性を高めること。
修了の要件	法　2条3項2号ハ 認　28条 確　2(3)⑥ 指　5-2(9)	
学習上の支援体制	法　2条3項2号ニ 認　29条	授業外の個別対応等の学習支援対象者の選定においては、定期試験の成績が平均点の半分以下の生徒が対象になるとのことだが、成績の平均点等の相対評価のみに依存せず、各授業科目の到達目標を踏まえる等の明確な支援基準を設けること。また、オリエンテーション等における生徒の母語等による支援体制や各種指導時間数について、実態に即して指導計画に適切に反映すること。

29	日本語教育機関名	日琉国際言語学院		
	機関所在地	沖縄県糸満市	設置者	株式会社日琉国際言語学院
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	198
	設置課程	進学2年コース／進学1年6か月コース		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
学則	法　2条2項3号 規　1条3項9号、2条	学則第12条において「特別欠席」との表現が用いられているが、その意味及び取扱いが必ずしも明確ではなく、生徒及び教職員の間で認識のそごを生じさせるおそれがあることから、学則上の表現及び運用を見直すこと。また、学則第14条において、入学者の日本語能力要件の一部に記載漏れが確認されたことから、学則上においても必要な日本語能力要件を正確に示すこと。さらに、学則第19条に定める補講及び再試験についても、補講及び再試験の実施方法、基準、責任者等を明確にするとともに、生徒に適切に周知すること。
組織的な研修に関する体制	法　2条3項2号イ 認　10条 確　2(1)⑪	研修計画について、OJTが1回2時間の研修として記載されていたことに関し、面接審査においては、当該記載はOJT実施前のオリエンテーションを指すものであり、日常業務を通じて継続的に実施するOJTは別途行うとの説明があった。しかし、申請書類上、これらの位置付けが必ずしも明確ではなかったことから、各種研修の目的、内容及び実施方法等を明確化するとともに、主任教員に業務が集中することがないよう、研修実施体制及び業務分担を精査し、組織として適切な研修を実施できる体制を整備すること。
日本語教育課程の目的及び目標	法　2条3項2号ハ 認　16条 確　2(3)① 指　5-2(1)	日本語教育機関の基本理念、目的及び目標については、単に掲げるにとどまらず、教育課程の編成及び運用に具体的に反映させる必要がある。特に、機関として育成を目指す生徒像や教育活動の方向性が、教育課程、学習支援及び地域連携等の取組に一貫して反映されるよう、設置者、校長、主任教員及び教職員の間で共通理解を図ること。その上で、当該理念等に基づく一貫した教育活動を行うこと。
学習上の支援体制	法　2条3項2号ニ 認　29条	生徒の母語支援体制について、主たる受入対象であるネパール国籍の生徒に対しては当該言語で対応可能な職員の配置が確認されたものの、その他の出身国の生徒については、英語による対応を想定している旨の説明があった。今後、受入国籍の多様化も想定されることから、生徒の状況に応じて、母語又は十分に意思疎通できる言語による支援体制の充実に努めること。
災害等の場合の転学支援等	法　2条3項2号ニ 認　31条	災害時の支援について、面接審査ではLINEグループによる連絡、日本語学校ネットワークへの加盟、県内外の学校との連携方針等について説明があった。しかし、県外の機関との連携は書面による協定の締結には至っておらず、災害時の転学支援、情報提供の方法、機関職員の役割分担等についても具体的な手順が必ずしも明確ではなかった。このため、地域特性を踏まえ、災害時における連絡体制、避難誘導、安否確認、転学支援、多言語又はやさしい日本語による情報提供について、実効性のある危機管理マニュアルを整備するとともに、有事の際に機関として適切に対応できるよう、具体的な行動計画を策定すること。

30	日本語教育機関名	学校法人新井学園 赤門会日本語学校本校		
	機関所在地	東京都荒川区	設置者	学校法人新井学園
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	1800
	設置課程	進学2年課程／進学1年9か月課程／進学1年6か月課程／進学1年3か月課程／進学準備教育2年課程／進学準備教育1年6か月課程／実用日本語2年課程／就職1年課程		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
学則	法　2条2項3号 規　1条3項9号、2条	教育課程の変更に関し、面接審査では生徒の事情に応じた個別判断を行う旨の説明があったことから、具体的な判断基準や手続について、学則に明確に記載すること。施行規則第2条では、修了要件や転学等の基本事項の学則への記載を義務付けており、運用の透明性確保は不可欠である。特に課程間移動については、教育の連続性維持及び学習者の不利益防止の観点から、あらかじめ明確な基準を設ける必要がある。そのため、変更可能な時期、要件、既修得の学習成果の振替方法及び移動後の修了要件の取扱い等について学則に明確に定め、生徒が予見できる形で具体的に明文化すること。
学習成果の評価	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(8)	学習成果の評価について、学則に記載のある評価基準や成績算出の考え方が生徒や外部から十分に確認できるよう記載方法を工夫すること。指針では「評価の内容、基準等について、事前に教員・学習者と共有すること」や「成績判定の際の評価の方法や評価基準を適切に定め、学習者に明確に示すこと」を求めており、面接審査において説明のあった詳細な評価体系は、教育の質保証の根拠となる重要な情報である。したがって、修了判定との関係を含め、各授業科目の評価項目、評価方法及び具体的な判定基準を明確に示し、ホームページでの公開や生徒への配布資料等を通じて評価基準及び成績算出方法について適切に周知すること。
入学者の日本語能力等の確認	法　2条3項2号ハ 認　27条	日本語学習証明書や試験結果を提出した入学希望者に対し、筆記試験及び面接試験を一律に免除する規定が置かれているものの、面接審査においては、面接等により入学希望者の意欲や能力を確認する旨の説明があった。認定基準第27条は「日本語能力及び学習意欲」を適切に確認することを義務付けていることから、免除規定を適用する場合であっても、当該課程の目的やレベルに合致する生徒を適切に選抜していることが客観的に証明できるよう、確認の具体的な方法や選考基準を明確にすること。また、選考の実態と申請書類上の記載内容を整合させ、適正な選考体制を構築すること。

31	日本語教育機関名	学校法人新井学園 赤門会日本語学校日暮里校		
	機関所在地	東京都荒川区	設置者	学校法人新井学園
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	450
	設置課程	実用日本語2年課程		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
組織的な研修に関する体制	法　2条3項2号イ 認　10条 確　2(1)⑪	実用日本語課程においては、多様な進路・学習目的を有する生徒を想定しているため、一律的でなく自律的な学習を重視しているとの説明があった。生徒の自律的な学習を促すためには、教員の資質・能力を高めることが必要であるところ、計画されている教員研修において、こうした観点が必ずしも十分に位置付けられているとは言えなかった。教員研修においては、個別の教授技能の習得や日本語教育の参照枠の理解についてだけでなく、「自律性」「自己評価」などの概念についての深い理解、自律性促進のための具体的な方策（ポートフォリオの具体的活用方法等）、さらに、自己評価と成績評価との関係等についても扱う必要がある。当該教育課程の特性を踏まえつつ、研修における個々の学習項目の関連性等にも着目した組織的研修を計画・実施し、教員の資質・能力の向上を図ること。
日本語教育課程の目的及び目標	法　2条3項2号ハ 認　16条 確　2(3)① 指　5-2(1)	面接審査において、本校と日暮里校との役割分担及び実用日本語課程の教育理念について説明があったが、様式第3号からは教育理念、育成する人材像、想定する進路及び教育課程との関係が必ずしも明確に読み取れなかった。日本語教育課程編成のための指針を踏まえ、教育理念、目的・目標、育成する人材像、想定する進路及び教育課程の関係について、教職員間で共有するとともに、対外的にも分かりやすく示すこと。
学習成果の評価	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(8)	学習成果の評価についての各種概念（形成的評価、総括的評価、熟達度評価等）の意味及びそれらの相互関係について整理し直すこと。また、学習態度の評価項目について、添付書類(23)で示されたルーブリックには評価者の推測に基づく記述が散見され、評価にあたり評価者の恣意的な判断に左右されるおそれがあることから、学習態度を評価することの妥当性について問い直すとともに、仮に学習態度の評価を取り入れるのであれば、観察可能な行動に基づく評価基準を整備する等、生徒自身も納得できるような評価方法を構築すること。

32	日本語教育機関名	仙台国際日本語学校		
	機関所在地	宮城県仙台市	設置者	学校法人日本コンピュータ学園
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	300
	設置課程	進学2年コース／進学1年6か月コース／進学1年コース		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
日本語教育機関の経営に必要な知識又は経験を有すること（法人の場合、経営を担当する役員）	法　2条3項1号ロ(2) 確　1(2)イ～ニ	一部の教員について、他機関での兼任を含め相当数の授業を担当する計画であることが確認された。授業準備、生徒指導及び成績評価等に要する時間を考慮すると、教育の質への影響が懸念されることから、特定の教員に過重な負担が生じないよう、教員体制の充実も含めて検討すること。
入学者の日本語能力等の確認	法　2条3項2号ハ 認　27条	進学1年コースについて、様式第10-1号においては、日本語能力B1レベル相当の者を対象とした課程である旨の説明がある一方で、添付書類(24)の「出願の条件」においてはA2相当以上と記載しており、面接審査では、募集上の観点から間口を広げている旨の説明があったことから、当該教育課程が想定する生徒の入学時の日本語能力と募集要項上の記載との整合性に留意し、当該教育課程での学習に必要な日本語能力を有する生徒を適切に選抜すること。

33	日本語教育機関名	宮崎情報ビジネス専門学校 日本語科		
	機関所在地	宮崎県宮崎市	設置者	学校法人宮崎総合学院
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	350
	設置課程	進学2年コース／進学1年6か月コース／就職1年コース		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
評価等に関する体制	法　2条3項2号イ 法　8条1項 規　7条 認　9条 確　2(1)⑩	自己点検・評価項目は設定されていることが確認されたものの、当該評価項目と評価の根拠となる資料及び評価基準との対応関係が必ずしも明確ではなかったことから、各評価項目の根拠となる資料及び評価基準を明確にし、客観的なエビデンスに基づく評価を実施する等、評価の客観性及び妥当性の確保に努めること。
組織的な研修に関する体制	法　2条3項2号イ 認　10条 確　2(1)⑪	教育課程の適切な運用及び学習成果の評価の質を確保するため、経験の浅い教員を含む全教員を対象として、日本語教育課程編成のための指針に示される日本語教育の参照枠を踏まえた教育活動やルーブリック評価等に関する組織的かつ計画的な研修を充実させ、教員の専門性向上及びルーブリック評価に関する共通理解の促進に努めること。
教育課程編成の考え方	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(1)	・就職コースのA2、B1レベルの授業科目、学習目標、授業概要及び学習成果の評価は進学コースとまったく同様の課程編成である。面接審査では、授業運用によりコースの特色を出すとの説明があったが、その特色が教育課程上必ずしも明確ではなかったことから、教育内容及び指導内容について整理し、進学コースと就職コースの両課程において、各コースの教育目的及び到達目標に応じた特色のある教育提供ができるよう工夫すること。 ・日本語教育課程編成のための指針では、言語使用の際の方略（ストラテジー）能力が求められている。面接審査においてはルーブリックの中に方略能力の評価を組み入れているとの説明があったものの、方略能力の育成及び評価の内容については申請書類上は必ずしも明確ではなかったことから、その内容が教育課程上分かりやすく示されるよう工夫すること。
学習内容	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(5)	

学習成果の評価	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(8)	・学習成果の評価について、言語活動ごとの評価及び総合評価を行い、日本語教育課程編成のための指針に示される日本語教育の参照枠を踏まえた修了判定を実施する方針が示されたものの、各評価結果を修了判定へ用いる評価運用方針については具体的に示されなかったことから、修了判定の評価方法及び判定基準をより明確に整理すること。 ・教育課程ではルーブリック評価等を活用した学習成果の評価が計画されているが、ルーブリックの評価基準について、評価項目との対応関係に不整合が見受けられたことから、学習成果の到達度を適切に測定できるよう評価基準を整理するとともに、生徒及び教員にとって分かりやすい形で共有できるよう工夫すること。
入学者の募集	法　2条3項2号ハ 認　26条	入学者の募集を行う際は、入学を希望する者に対して、資格外活動のルール等の在留資格に関する一般的な注意事項及び在学中の一般的な生活費用について、適切かつ正確な情報提供を行うこと。
入学者の日本語能力等の確認	法　2条3項2号ハ 認　27条	入学者の選抜に当たっては、日本語による面接に加え、文章の読解及び書字能力の確認等を実施していることが面接審査において説明されたものの、これらの能力の確認方法及び入学者選抜の判定基準については申請資料からは明確に読み取れない部分が見受けられたことから、読解及び書字能力の確認等について整理するとともに、選抜方法及び判定基準を明確にし、入学者の日本語能力を適切に確認できるよう努めること。

34	日本語教育機関名	早稲田進学館中野校		
	機関所在地	東京都杉並区	設置者	株式会社啓程
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	240
	設置課程	進学2年コース／進学1年9か月コース／進学1年6か月コース		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
修了の要件	法　2条3項2号ハ 認　28条 確　2(3)⑥ 指　5-2(9)	修了要件について、学則では「すべての言語活動でB2レベルの能力を取得していること」と規定されているが、具体的な判定方法や修了認定基準との関係が必ずしも明確ではない。特に、外部試験等を用いた熟達度評価において、「読むこと」「聞くこと」等の各言語活動の合格基準が「合計点」によるものか「各技能ごとの個別基準点」によるものかが不明瞭である。生徒が修了要件を適切に理解し、評価の客観性を担保できるよう、学則や公表資料において、各授業科目の到達度評価と外部試験等の熟達度評価を組み合わせた具体的な修了判定の基準等を明記し、分かりやすく示すこと。
入学者の日本語能力等の確認	法　2条3項2号ハ 認　27条	入学要件となる日本語能力は、進学2年課程でA1以上、進学1年9か月課程でA2.1以上との設定のところ、学習時間の下限がともに150時間以上とされていた。このことに関し、入学者の日本語能力の確認について、筆記試験及び口頭試験により確認するとの説明があったが、選考要領等の提出資料では「正答率に基づく」等の抽象的な記述にとどまり、具体的な確認方法や判定基準が明確ではなかった。 入学希望者が選考方法を適切に理解できるよう、選考要領や募集要項に具体的な判定基準として明記すること

35	日本語教育機関名	桑名文化専門学校 文化教養専門課程 日本語科		
	機関所在地	三重県桑名市	設置者	学校法人伊藤学園
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	100
	設置課程	進学2年コース		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
学則	法　2条2項3号 規　1条3項9号、2条	学則において学習成果の評価方法を試験によるものとして規定しているものの、授業科目「NGP」では、発表、成果物及びグループ活動等のパフォーマンス評価を成績に反映することが説明されたことから、各評価手法の位置付けを整理した上で、学則に定める評価方法と実際の評価方法との整合性を明確に示すこと。
教育課程編成の考え方 授業科目	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(1)(6)	「NGP」の授業科目について、設定された学習目標及び到達目標、学習内容並びに評価方法との対応関係を整理し、学習目標及び到達目標の達成に向けた当該授業科目の役割が適切に果たされるよう努めること。
教育課程の到達目標・到達レベル 教材等	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(2)(7)	「文字・語彙」及び「試験対策」の授業科目について、使用する教材と設定された学習目標及び到達目標との対応関係をより明確にし、教材が学習目標及び到達目標の達成に資するものとなるよう、教育内容の充実に努めること。
学習内容	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(5)	日本語教育課程編成のための指針では、学習内容として「学習を自ら管理する能力」を教育課程全体を通じて育成することが求められているところ、学習を自ら管理する能力について、授業科目との関係を整理し、教育課程全体を通じて育成するための取組を充実させること。

36	日本語教育機関名	大阪アミューズメントメディア 専門学校日本語学科		
	機関所在地	大阪府大阪市	設置者	学校法人吉田学園
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	80
	設置課程	進学1年6か月課程／進学1年課程		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
学則	法　2条2項3号 規　1条3項9号、2条	納付金の返還（学則第28条）について、中途退学及び除籍となった場合の返還の取扱いに関し、消費者契約法その他の関係法令を踏まえ、その算定根拠及び運用について適切に整理するとともに、生徒にとって公平かつ納得性のある制度となるよう検討すること。
情報の公表に関する体制	法　2条3項2号イ 法　3条1項 規　4条 認　9条	様式第2号に記載された機関ウェブサイトについては、法令上掲載が必要とされる事項の掲載場所が分かりにくいため、外国人を含む利用者が必要な情報に容易にアクセスできるよう、掲載方法や導線を工夫すること。
入学者の募集	法　2条3項2号ハ 認　26条	認定法施行通知第4の2(17)に定める入学希望者への情報提供について、募集要項、機関案内及びウェブサイト等における記載内容を改めて確認し、機関の設置者の種別、沿革及び実績、資格外活動に関する事項等の必要な事項が入学希望者に分かりやすく伝わるよう情報提供の充実を図ること。また、入学資格についても学則第16条とのそごが生じないよう内容を確認し、入学希望者に対して正確な情報提供を行うこと。

37	日本語教育機関名	ハウディ日本語学校 奈良校		
	機関所在地	奈良県生駒郡	設置者	株式会社ハウディ
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	150
	設置課程	専門学校進学2年コース／専門学校進学1年6か月コース		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
評価等に関する体制	法　2条3項2号イ 法　8条1項 規　7条 認　9条 確　2(1)⑩	自己点検評価を実施するに当たって生徒の意見が吸い上げられるようデータ収集の仕組みを整理すること。また、評価をするに当たって、担当者が合議で4段階評価を実施するとの説明であったが、その評価基準を明確にして適切に運用すること。
学習成果の評価	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(8)	授業科目「総合学習」で行う形成的評価について、教員間の評価の公平性を確保する観点から、評価基準を明確にすること。また、面接審査時に同授業科目における母語の使用について説明があったことを踏まえ、教材で使用する言葉、生徒のアウトプットで使用する言語及び振り返りの際の教員の助言における母語等の効果的な活用の在り方についても、教員間で十分に検討・共有した上で実施すること。授業科目「試験対策」に言語活動を設定する場合には、設定した言語活動のCan doをより明確にした上で、評価方法についても、到達目標の達成をより適切に測ることできるよう検討すること。学則第10条の学習の評価に関する規定及び細則の8に関し、D評価になった生徒に対して学習継続の意思を確認し、その後の学習及び進路について相談する際は生徒が納得できるよう十分な説明を行うとともに、生徒が各レベルを修了することができるよう日頃の学習の様子や事前の形成的評価の結果等から適切に学習支援を行う指導体制を構築すること。
入学者の募集	法　2条3項2号ハ 認　26条	入学希望者が選抜の流れを正しく理解できるよう、「日本渡航前オリエンテーション」、入学直前に実施する「日本語能力確認テスト」を含めた選抜手続き全体のフローを整理し、募集要項等において合否の基準も併せて分かりやすく示し、入学希望者に周知すること。

38	日本語教育機関名	ひまわり大阪日本語学園		
	機関所在地	大阪府大阪市	設置者	株式会社ISM
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	100
	設置課程	進学2年コース／進学1年6か月コース		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
日本語教育機関の経営に必要な知識又は経験を有すること（法人の場合、経営を担当する役員）	法　2条3項1号ロ(2) 確　1(2)イ～ニ	主任教員が複数のクラスを担当するほか、事務作業や生活指導等の多くの業務を兼務していることから、教育課程の管理や他の教員への指導・助言といった主任教員としての業務を十分に遂行できるよう、他の教員によるサポート体制や業務の分担を見直すなど、必要な体制を整備すること。
組織的な研修に関する体制	法　2条3項2号イ 認　10条 確　2(1)⑪	教員を対象とした研修計画において、職位に応じて参加を要する研修や各研修を通して向上を求める能力を具体的に整理するとともに、組織的かつ計画的に研修を実施するための実効性のある体制を整備すること。
教育課程の到達目標・到達レベル 修業期間・学習時間	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(2)(3)	進学1年6か月コースでは、到達目標であるB2レベルについて、日本語教育課程編成のための指針に示されたB2レベルへの到達に係る学習時間の目安よりも短い学習時間としていることから、短期間で確実に目標レベルに到達できるよう、生徒の習得状況や修了後の進路に応じた補習体制や指導プロセスを確立すること。
学習内容	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(5)	様式第3号の「日本語教育機関の特徴」では、ICT教育について挙げられているところ、授業においてICTを効果的に活用するための具体的な整備スケジュールと運用体制を整えること。
修了の要件	法　2条3項2号ハ 認　28条 確　2(3)⑥ 指　5-2(9)	修了要件のうち、到達目標の達成度に係る要件について、「各教育課程の課程修了時に実施する熟達度試験において、5言語活動の熟達度を総合的に評価し、教育課程修了に必要なレベルに到達したと認められた者」としていることから、当該総合評価を適切に実施するに当たり、機関内において規定・基準を明確に定め、教職員間で共有すること。

39	日本語教育機関名	ファーストスタディ日本語学校 東美濃土岐校		
	機関所在地	岐阜県土岐市	設置者	株式会社インフィニット・グロース
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	100
	設置課程	進学2年課程／進学1年6か月課程		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
評価等に関する体制	法　2条3項2号イ 法　8条1項 規　7条 認　9条 確　2(1)⑩	自己点検の実施に当たり、点検するためのデータとして生徒による評価を取り入れるなど、より多角的な点検・評価が行えるような評価方法や評価体制を検討すること。
日本語教育課程の目的及び目標	法　2条3項2号ハ 認　16条 確　2(3)① 指　5-2(1)	本校の特徴として掲げている学校が位置する地域との連携、各種地域イベントや交流事業への生徒の参画については、教育課程外で実施する活動であることを踏まえ、年間行事予定等によりあらかじめ生徒に共有するとともに、生徒に過度な負担が生じないよう留意すること。
入学者の募集	法　2条3項2号ハ 認　26条	学習支援のための体制について、ネパール語での対応が困難な場合は英語により対応すること、また、入学者を募集する際に英語能力を確認する旨説明があったことから、入学時点で必要となる英語能力を入学希望者が容易に把握できるよう明確化するとともに、入学者の選考においても英語能力を適切に確認できるよう体制を充実させること。
学習上の支援体制	法　2条3項2号ニ 認　29条	
出席管理体制	法　2条3項2号ニ 認　30条 ガ　1	資格外活動に関する指導について、資格外活動の実態把握のための調査も含め、具体的な対応や取扱いを整理すること。

40	日本語教育機関名	新東ランゲージスクール仙台校		
	機関所在地	宮城県仙台市	設置者	新東総業株式会社
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	100
	設置課程	進学2年コース／進学1年6か月コース		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
日本語教育機関の経営に必要な知識又は経験を有すること（法人の場合、経営を担当する役員）	法　2条3項1号ロ(2) 確　1(2)イ～ニ	登録日本語教員の資格が未取得の教員に対しては受験料の補助等の支援を行う計画について、現時点で予算措置は行っていないとの説明があったことから、教員に対する研修や支援の体制について、具体的かつ実現可能性のある計画を策定すること。
学則	法　2条2項3号 規　1条3項9号、2条	学則第17条において、学習の評価及び修了認定等を校長が行う旨の記載がある一方、実際の評価は各教員が行い、評価委員会での審議を経て最終的に校長が修了認定を行うとの説明があったことから、実際の手続が明確に読み取れるよう、記載内容を精査すること。 さらに、生徒納付金の一部の項目について返金を行わない旨の規定があるが、消費者契約法等の関係法令に抵触しないことを確認し、必要に応じて修正すること。
情報の公表に関する体制	法　2条3項2号イ 法　3条1項 規　4条 認　9条	添付書類(31)では生徒の在籍数が不明確だったことから、当該項目について適切に公表すること。
学習成果の評価	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(8)	形成的評価について、生徒の振り返りや自律的な学習につなげることを目的として実施する一方、成績には含めないとの説明があった。当該評価の趣旨が生徒に十分理解され、その結果がその後の学習及び指導の改善に効果的に活用されるよう、評価の位置付けや活用方法について教員間で十分に検討・共有した上で、適切に実施すること。

41	日本語教育機関名	徳山総合ビジネス専門学校		
	機関所在地	山口県周南市	設置者	一般社団法人ゆめのもり学園徳山総合ビジネス専門学校
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	260
	設置課程	進学2年コース		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
評価等に関する体制	法　2条3項2号イ 法　8条1項 規　7条 認　9条 確　2(1)⑩	点検・評価については、エビデンスの有無及び適否に基づいて評価する仕組みとなっているが、自己点検シートにはエビデンス及び評価の理由を記載する欄が設けられていない。このため、評価の客観性及び妥当性を確保し、根拠に基づく点検・評価が可能となるよう、自己点検シートの改善を図ること。
組織的な研修に関する体制	法　2条3項2号イ 認　10条 確　2(1)⑪	教員の資質向上を目的とした研修計画に加え、機関の教育目的・目標を達成する観点から、使用教材に関する研修や学習成果の評価に関する研修など、教育課程との関連をより意識した組織的な研修計画を策定すること。
学習成果の評価	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(8)	学習成果の評価については、69点以下の生徒に対して補講を実施し、到達基準を満たした場合にC評価を付与することとしているが、補講後の到達状況の判断について、教員間でより統一的な運用が図られるよう、評価基準及び評価方法を明確化すること。

42	日本語教育機関名	多文化共生日本語学院 おたる校		
	機関所在地	北海道小樽市	設置者	学校法人多文化共生学園
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	80
	設置課程	キャリア就職2年コース		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
学則	法　2条2項3号 規　1条3項9号、2条	処分規程第11条について、生徒の出席状況等に関する帳簿書類は、認定法施行規則第10条に基づき適切に備え付け、保存することが求められていることを踏まえ、規定の内容を見直すこと。
帳簿の備付け等	法　10条 規　10条	
学則	法　2条2項3号 規　1条3項9号、2条	学則及び募集関係書類について、特に以下の内容を見直すこと。 ・学則第14条について、入学許可時に重要事項を説明する旨記載されているが、面接審査において、入学許可は在留資格認定証明書交付後に行うこと及び募集時等にも重要事項の説明を行う旨説明がなされたことから、学則の記載が機関における運用と整合するよう当該規定を見直すこと。 ・学則を含む諸規程及び募集要項等において、生徒納付金の納付に関する取扱い（特に、入学金納付時期）を明確化すること。 ・入学者の募集に際し、機関及び入学者が仲介業者に支払う手数料等について、金額が適正かどうかを確認し、特に入学者に対して過度な負担とならないよう見直すこと。
入学者の募集	法　2条3項2号ハ 認　26条	
評価等に関する体制	法　2条3項2号イ 法　8条1項 規　7条 認　9条 確　2(1)⑩	点検評価の各項目において、何をもって基準を満たしていると判断するのか、また、何をもって適切に実施されていると評価するのかがより明確となるよう、エビデンスを用いた評価基準及び評価方法、並びに教職員及び生徒に対するアンケートの活用方法を整理し、点検評価体制の更なる具体化を図ること。また、必要に応じて関連規程を見直すこと。
組織的な研修に関する体制	法　2条3項2号イ 認　10条 確　2(1)⑪	日本語教育の経験が浅い教員に対するOJT等を含む研修、授業の改善に必要な日本語教育の参照枠に関する研修について組織的な研修の一層の充実を図ること。また、「スキルアップ研修」の受講者に関する初任教員、中堅教員、経験豊富な本務等教員の別について、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」（平成31年3月4日文化審議会国語分科会）などを参考に明確化に努めること。

教材等	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(7)	授業科目「総合日本語」の教材においては、授業内容やレベル設定との対応関係がより明確となるよう整理した上で適切な教材を選定すること。
学習成果の評価	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(8)	学習成果の評価にルーブリックを多用しているが、当該評価は進級や修了の認定にも関わることを踏まえ、ルーブリックの評価項目及び尺度等について客観性と妥当性の向上が図られるよう継続的に見直すほか、教員が適正な評価が下せるよう教員の資質能力の向上に努めること。さらに、ルーブリック以外の多様な評価方法の導入についても検討し、必要に応じて関連規程を見直すこと。
学習上の支援体制	法　2条3項2号ニ 認　29条	生徒の母語又はその他十分に意思疎通ができる言語による対応について、どの担当者がどのような言語について支援を行うのか、具体的な計画を検討した上で、生活上の支援体制のより一層の充実に努めること。

43	日本語教育機関名	日本つくば国際語学院		
	機関所在地	茨城県つくば市	設置者	学校法人つくば文化学園
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	216
	設置課程	進学2年コース／進学1年6か月コース		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
授業科目	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(6)	授業科目「自立学習支援活動」については、中上級レベルのみならず初級前半レベルから取り入れ、課程開始段階から自律的な学習能力の醸成を図ること。また、添付資料(32)「授業見学シート」の項目から教師主導型の教室活動を重視する傾向が推察されるため、自律学習支援の理念を教育実践において取り入れ、生徒の主体的な学びを促進すること。
学習成果の評価	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(8)	「授業態度」等の教員の主観的な評価となり得る評価項目が見受けられるため、具体的な評価指標やルーブリックを設定するなど、より客観性及び透明性が確保できる基準の策定に努めること。また、学則第10条に定める学習の評価における「総合的に判断して」という文言は、必ずしも評価基準が明確であるとは言えないことから、評価項目ごとの配点や判定基準を明示し、修了認定の判断根拠を明確に示すこと。
修了の要件	法　2条3項2号ハ 認　28条 確　2(3)⑥ 指　5-2(9)	
入学者の募集	法　2条3項2号ハ 認　26条	学納金返金規定について、開始前の学期の取り扱いに関し、消費者契約法等の関係法令に抵触しないことを確認の上、生徒に分かりやすい形で適切に定めること。また、募集時の入学条件について日本語能力要件に課程間の差異がある場合は、各課程における入学者の日本語能力の基準及び確認方法を明確にし、入学希望者が理解できるよう、学校案内、募集要項等で入学時に求められる課程別の日本語能力を明確に周知すること。
学習上の支援体制	法　2条3項2号ニ 認　29条	生徒の母語等に対応できるスタッフの配置を検討するなど、更なる支援体制の拡充を検討し、学習面及び生活面において適切な支援を提供できる体制を整備すること。

44	日本語教育機関名	国際交流基金関西国際センター		
	機関所在地	大阪府泉南郡	設置者	独立行政法人国際交流基金
	設置課程分野	就労	合計収容定員数（人）	40
	設置課程	専門日本語研修（外交官・公務員）		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
		留意事項なし

45	日本語教育機関名	ユニタス日本語学校東京校		
	機関所在地	東京都新宿区	設置者	株式会社ユニタス
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	840
	設置課程	進学2年課程／進学1年9か月課程／進学1年6か月課程／進学1年課程／キャリアデザイン2年課程		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
学習成果の評価	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(8)	熟達度の判定については、各レベルにおける学習目標の達成度に基づき判断することとしているが、同一のレベルに到達したと判定される場合であっても、学習目標の達成度には成績評価のA～Dに相当する幅が生じ得ることから、各レベルへの到達基準を明確にするなど、熟達度を適切に判定できるよう努めること。

46	日本語教育機関名	富士つばさ日本語学校		
	機関所在地	静岡県沼津市	設置者	株式会社TSUBASA
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	100
	設置課程	進学日本語2年課程／進学日本語1年6か月課程		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
学則	法　2条2項3号 規　1条3項9号、2条	学則第10条に定める進級要件のうち出席要件について、各レベルの学期における出席率が要件を下回る場合であっても、成績要件を満たしていれば例外的に進級を認める方針である旨の説明がなされたが、学則に明記されていない。例外的な取扱いについて適切に整理して学則上に示すこと。 また、1単位時間として設定する時間について、適切に記載すること。
修業期間・学習時間	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(3)	教育課程の開始レベルについて、進学日本語2年課程ではA1相当の入学者に対してA1の学習内容から開始する一方、進学日本語1年6か月課程ではA2相当の入学者に対してB1の学習内容から開始することとしている。この点について、A1相当の生徒は産出型の授業科目を実施するための基礎能力が不足しているためにA1の学習によって基盤を育成する必要がある一方で、A2相当の生徒は基礎能力を習得した段階にあるためA2の学習は不要であるといった一定の説明がなされたが、いずれのコースにおいても学習開始段階は日本での留学生活に適応するための期間でもあることに留意しつつ、目標とする到達レベルに到達するために無理のない教育課程となるよう努めること。
学習内容	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(5)	日常生活等の場面に即した機能的なやり取りについては、授業科目「言語基盤日本語」において言語資源として蓄積するとのことであるが、当該授業科目では「話すこと（やり取り）」「話すこと（発表）」といった産出型の言語活動は設定されていない。このことについて、蓄積した言語資源をアウトプットするための学習は授業科目「地域協働日本語」で行われるとの説明があった。一方、「地域協働日本語」において想定される場面は地域課題等を題材としたものに限定されており、生徒が使用できるようになるやり取りの内容に偏りが生じるおそれがある。多様な場面において必要となるやり取りをバランスよく習得できるよう、「言語基盤日本語」及び「地域協働日本語」の学習内容を関連付ける等の工夫により、内容の充実に努めること。

学習成果の評価	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(8)	提出された授業科目「地域協働日本語」のルーブリックにおいて、一つの評価観点の中に複数の観点が含まれており、評価観点が不明確となる可能性が生じることから、教員及び生徒双方にとって分かりやすいものとなるよう評価観点をより明確にすること。 また、授業科目「論理記述日本語」では、レベルを通して作成した一つの成果物に対して評価を行うこととしており、当該成果物の作成に当たっては教員からのフィードバックを複数回受ける機会がある。最終的な成績評価の対象となる成果物については生徒自身が作り上げたものとして位置付けるとの説明があったものの、当該成果物を言語活動ごとの熟達度評価に用いることの合理性が明らかではなかったことから、評価方法が、目標とするレベルへの到達を測るものとしてより明確なものとなるよう努めること。
入学者の募集	法　2条3項2号ハ 認　26条	入学者の選考においては、入学者の志望理由や卒業後に希望する進路について確認し、機関の設置目的等に合致しない場合は不合格とする場合があるとの説明があったが、提出された募集要項や選考要領等からは当該要件について明確に確認できない。選考要件について整理し、入学希望者に対して確実に情報提供すること。
学習上の支援体制	法　2条3項2号ニ 認　29条	ネパール語以外を母語とする入学希望者については、日常会話レベルの英語能力を有しているかを選抜時に確認するとともに、生活指導等においては必要に応じて仲介機関とも連携して対応するとの説明があったが、生徒が病気等の複雑な問題を抱えている場合にも可能な限り機関内で対応できるよう、体制の充実に努めること。
生活指導担当者等	法　2条3項2号ニ 認　32条 確　2(4)①	

47	日本語教育機関名	辻学園調理・製菓専門学校 日本語学科		
	機関所在地	大阪府大阪市	設置者	学校法人三幸学園
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	40
	設置課程	未来のシェフ・パティシェ進学2年課程		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
評価等に関する体制	法　2条3項2号イ 法　8条1項 規　7条 認　9条 確　2(1)⑩	点検・評価については、エビデンスの有無及び適否に基づいて評価する仕組みとなっているが、自己点検シートにはエビデンス及び評価の理由を記載する欄が設けられていない。このため、評価の客観性及び妥当性を確保し、根拠に基づく点検・評価が可能となるよう、自己点検シートの改善を図ること。
学習成果の評価	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(8)	授業科目ごとの到達度テストを活用して言語活動別の熟達度を測定するに当たっては、各授業科目の到達度テストで測定される学習内容の習得度と日本語能力の関連性を整理するとともに、レベル到達の判定において、不合格となった生徒に対する取扱いを含めて生徒に明確に示すこと。 また、話すこと（発表・やり取り）の言語活動を行いながら、自律的に学習する能力を育成する授業科目「わたしの日本語学習プラン」については、その到達目標の到達度が適切に評価できるよう使用するルーブリックシートを工夫すること。

48	日本語教育機関名	南海福祉看護専門学校		
	機関所在地	大阪府高石市	設置者	社会福祉法人南海福祉事業会
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	100
	設置課程	進学2年課程／進学1年6か月課程		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
学則	法　2条2項3号 規　1条3項9号、2条	学則上の卒業要件及び修了要件について、例外的な取扱いがある旨の説明があったことから、実態に即した記述とすること。
日本語教育機関の経営に必要な知識又は経験を有すること（法人の場合、経営を担当する役員）	法　2条3項1号ロ(2) 確　1(2)イ～ニ	日本語教育の参照枠を踏まえた教育の実施に向け、教員の理解及び実践力の向上を図るため、研修内容の一層の充実に努め、主任教員への負担が過度に集中しないよう、教員の育成に努めること。
組織的な研修に関する体制	法　2条3項2号イ 認　10条 確　2(1)⑪	
入学者の募集	法　2条3項2号ハ 認　26条	入学案内等において誤記や分かりにくい記載が見受けられたことから、入学希望者に対してより分かりやすい情報提供に努めること。
学習上の支援体制	法　2条3項2号ニ 認　29条	現在、生徒の母語その他の当該生徒が使用する言語を用いた支援の体制が整備されていない言語を母語とする生徒については、それぞれの生徒に適切な対応ができる体制を確保した上で受け入れること。

49	日本語教育機関名	星城大学留学生別科		
	機関所在地	愛知県東海市	設置者	学校法人名古屋石田学園
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	36
	設置課程	日本語・日本文化研修課程大学進学2年コース／日本語・日本文化研修課程大学進学1年6か月コース／日本語・日本文化研修課程大学進学1年コース		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
学則	法　2条2項3号 規　1条3項9号、2条	第30条と第31条について、学則に規定する修了要件は記載がやや不明瞭であるため、明確化して生徒が理解しやすい形となるよう内容を精査すること。
入学者の募集	法　2条3項2号ハ 認　26条	入学者の募集に際して入学希望者に伝える必要がある事項（認定法施行通知第4の2(17)に記載）のうち、一部の伝達が説明会参加者にのみ行われているとの説明がなされた。関係規定を改めて確認の上、機関案内パンフレットや募集要項、機関のWebサイト等において日本語教育機関の選択に資する情報の提供を適切な方法により確実に行うこと。

50	日本語教育機関名	セントラルジャパン日本語学校		
	機関所在地	愛知県名古屋市	設置者	株式会社アクセルホールディング
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	150
	設置課程	進学2年コース／進学1年6か月コース		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
授業科目	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(6)	授業科目「多読」については、「読解習慣や読解力の育成」という授業目的を踏まえ、より適した評価方法への工夫を検討すること。また、授業科目「自律」についても、育成を目指す能力に応じて、目標とする言語活動、Can do及びルーブリックの見直し等の改善を行うこと。
学習上の支援体制	法　2条3項2号ニ 認　29条	英語による意思疎通が困難な生徒への対応を含め、病気、事故及び災害等の緊急時にも適切に対応できるよう、母語又は十分に意思疎通が可能な言語による支援体制の整備に努めること。

51	日本語教育機関名	J国際学院		
	機関所在地	大阪府大阪市	設置者	株式会社国際通信社ホールディングス
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	760
	設置課程	進学2年コース／進学1年9か月コース／進学1年6か月コース／進学1年3か月コース／進学1年コース／実用日本語1年Aコース／実用日本語1年Bコース／実用日本語1年Cコース／就職1年コース		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
日本語教育機関の経営に必要な知識又は経験を有すること（法人の場合、経営を担当する役員）	法　2条3項1号ロ(2) 確　1(2)イ～ニ	教員配置及びクラス編成は、時間割編成上の都合のみによることなく、教員の経験等を勘案するなど、教育効果を十分に考慮した上で適切に行うこと。また、進路指導担当者は専属で配置されているものの、授業を担当しておらず、授業担当教員からの聞き取り等により生徒の状況を把握するとの説明があったことから、学習能力及び学習状況の的確な把握等に支障が生じないよう、教員間の情報共有体制を強化するとともに、進路指導担当者が生徒との間に十分な信頼関係を構築できる仕組みを整備すること。 また、クラスごとの情報共有はノートによって行われる旨説明があったが、授業記録等は単に作成し、保存するだけではなく、自己点検・自己評価や教員研修等に活用することが重要である。そのため、情報を電子化するなど、情報の参照性・保存性・一覧性を十分に確保し、教職員が必要な情報を適時に把握できる仕組みを整備するとともに、記録された情報を適切に活用する方策を整備すること。
学則	法　2条2項3号 規　1条3項9号、2条	学則において、進学コース、実用コース及び就職コースの趣旨や違いが、生徒及び当該機関を評価する第三者等にとって分かりやすいものとなるよう記載内容を見直すこと。また、授業科目ごとの成績評価及び言語活動別成績の算出方法が複雑であることから、「授業科目ごとの成績評価」及び「言語活動別成績」の算出方法をそれぞれ整理した上で、双方を別々の表として明確に区分して示すなど、生徒等にとって分かりやすい記載となるよう工夫すること。さらに、進級要件及び修了要件について、進級できなかった場合には修了できなくなる旨を生徒に十分周知するとともに、誤解や混乱が生じないよう学則の記載内容を整理すること。特に、学則における「学校長が特別に配慮が必要であると判断した場合に限り、進級を認めることがある」などの規定については、学校長の恣意的な判断を認めるものと受け取られないよう、判断基準や手続を明確化すること。加えて、課程間の移動についても、移動が可能な範囲、要件及び修了認定への影響等をより分かりやすく整理した上で学則に明記し、生徒に十分周知すること。
学習成果の評価	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(8)	
修了の要件	法　2条3項2号ハ 認　28条 確　2(3)⑥ 指　5-2(9)	

評価等に関する体制	法　2条3項2号イ 法　8条1項 規　7条 認　9条 確　2(1)⑩	点検・評価項目の中には、例えば「理念に基づく教育が行われているか」のように、達成の成否を客観的な根拠に基づいて判断することが困難なものが散見される。他の点検・評価項目についても精査を行い、その達成状況を根拠をもって判断できるものとなるよう見直しを行うこと。また、達成されていない項目が確認された場合の改善時期や改善方法を含む改善計画をより具体的に策定すること。加えて、B評価又はC評価となった項目について、当該評価結果を改善に結び付けるための手順や方法を明確化し、継続的な改善につなげる仕組みを充実させること。
組織的な研修に関する体制	法　2条3項2号イ 認　10条 確　2(1)⑪	多様な研修計画が示されているが、多くの研修が教授技術の向上に関する内容となっていることから、教員に必要な資質・能力を幅広く向上させるものとなるよう研修内容を見直すこと。また、初任教員以外の内部研修については、「問題が確認された場合に授業見学や指導を行う」とされていることから、教員の経験及び発達段階に対応した段階的かつ継続的な研修の充実を図ること。 さらに、内部研修が少なく、外部研修への依存が大きいことから、日本語教育機関として教員に求める資質・能力を明確にした上で、それに基づく校内研修を充実させ、研修全体の組織性及び体系性を確保すること。特に、日本語教育の参照枠の基本理念に関する理解や、生徒の自律的な学習を支援するための指導方法等に関する研修内容を充実させ、教員が確固とした教育観をもって教育に当たることができるとともに、自らの成長を実感しながら専門性の向上を図ることができるよう、体系的な教師教育を行うこと。
教育課程の到達目標・到達レベル 修業期間・学習時間	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(2)(3)	各コースにおける言語能力の到達目標が全体として高い水準に設定されていることから、漢字圏以外の生徒も含め、設定された学習時間内に当該目標に到達できるよう、生徒の学習状況や成果を継続的に把握しながら、必要に応じて到達目標や到達に必要な学習時間等の見直しを行うこと。また、不足する学習時間を反転授業等により補完する考え方や、日本語教育の参照枠に示されたCan doの取扱いについて説明があったが、その不足分を生徒の自助努力により補わせるなど、過度な負担を課すことのないよう留意するとともに、日本語教育の参照枠の趣旨を踏まえ、Can doを形式的に積み上げることにとどまらない教育課程となるよう工夫すること。
教材等	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(7)	使用予定教材数及び教材構成を踏まえ、教材費の積算が適切であるか改めて確認し、必要に応じて見直すこと。また、教材の複製等による著作権侵害が生じることのないよう、著作権法に関する教職員研修を実施するなど、教材を適切に使用するための運用体制を整備すること。
入学者の募集	法　2条3項2号ハ 認　26条	各コースの修了時に想定される進路や、身に付けることが期待される能力について、入学希望者に対し懇切な情報提供を行い、入学希望者が自分にとって適切なコースを選択できるようにすること。特に、コースごとに到達目標や到達レベルが異なるにもかかわらず、修了後の想定進路については各コースで同様の記載となっていることから、各コースの特徴や違い、修了後に想定される進路及び身に付けることが期待される能力が分かりやすく伝わるよう情報提供を行い、入学希望者のコース選択に混乱が生じないようにすること。
学習上の支援体制	法　2条3項2号ニ 認　29条	生徒の母語又は十分に意思疎通が可能な言語による支援について、可能な限り母語による対応の充実を図るなど、生徒支援体制をより一層充実させること。

52	日本語教育機関名	大阪総合福祉専門学校 日本語学科		
	機関所在地	大阪府大阪市	設置者	学校法人未来学園
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	80
	設置課程	介護福祉士養成施設進学1年コース		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
学習内容	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(5)	漢字学習について、各レベルにおいて習得を目指す漢字、学習内容及び到達目標との対応関係をより明確に整理することが望まれる。面接審査においては「他の授業科目とらせん状に関連させながら学習を進める」旨の説明があったことから、その趣旨を申請書類にも反映するなど、具体的な指導運用方法や授業科目間での有機的な連携プロセスを明確にすることが望まれる。 漢字学習については、主たる生徒の背景に配慮した適切な指導時間を確保するとともに、課程の目的及び到達目標との整合性を踏まえて、授業ごと、レベルごとの漢字の学習内容や到達水準をより明確にした計画的な漢字指導を実施すること。また、狭義の文字指導にとどまることなく「学習内容」全体の中で他の授業科目との有機的な関連性を持たせて習得を促す具体的な運用手順や教員間での指導方法の共有体制を明確に整理すること。
学習成果の評価	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(8)	成績評価について、総括的評価（期末評価等）の結果を主体として判定する場合であっても、授業過程で実施されるワークシート等の形成的評価が、最終的な総括評価における到達目標に適切に結びつくよう、その教育的な位置付け及び活用方法を明確に整理すること。また、学習負荷の高いカリキュラムにおいて、生徒が着実に到達目標に達することができるよう、小テストや提出物を通じた具体的な指導及びフォローアップの在り方を教員間で十分に共有し、生徒の理解状況や習得状況を継続的に把握するとともに、学習支援や指導改善につなげること。
入学者の日本語能力等の確認	法　2条3項2号ハ 認　27条	入学時の日本語能力についてA1修了相当を要件とし、漢字の基礎等を既習前提として進めることから、特に非漢字圏の生徒にとっては学習上の負担が大きい教育課程となることが想定される。このため、入学後の学習に支障が生じないよう、入学者選考における筆記試験の内容や日本語能力の確認方法について、機関として検討し、必要な改善を図ること。併せて、主たる対象者の漢字・語彙習得に係る負担に配慮し、漢字の知識や、「読む」「聞く」「話す（会話・やりとり）」「書く」の各言語活動における確認方法及び評価基準について更なる検討を行い、小テストや課題等を用いた指導計画や具体的なフォローアップ体制の構築に努めること。
学習上の支援体制	法　2条3項2号ニ 認　29条	

53	日本語教育機関名	専修学校久留米ゼミナール		
	機関所在地	福岡県久留米市	設置者	学校法人久留米ゼミナール
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	280
	設置課程	進学日本語2年コース／進学日本語1年6か月コース		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
日本語教育機関の経営に必要な知識又は経験を有すること（法人の場合、経営を担当する役員）	法　2条3項1号ロ(2) 確　1(2)イ～ニ	主任教員は週12単位時間の授業を担当するほか、多岐にわたる研修の企画・実施や教育課程の運営等を担っている。また、本務等教員の中には週20単位時間の授業と生活指導を兼務する者もいることから、教員採用を着実に進める等、教育の質の確保の観点から教職員体制の強化を図ること。
学習成果の評価	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(8)	学習成果の評価については、レベル到達確認試験、形成的評価及び言語活動別レベル判定評価を組み合わせた評価制度を採用しているが、それぞれの評価の目的や関係性が分かりにくいことから、生徒及び教員に対し各評価の位置付けや評価方法を適切に周知し、評価の客観性及び透明性を確保するとともに、評価割合及び合格基準の設定根拠について継続的な検証を行うこと。
学習上の支援体制	法　2条3項2号ニ 認　29条	母語による対応が困難な入学希望者については英語による対応を行うとの説明があったが、緊急時対応を含む学生支援対応等について適切な理解及び意思疎通が図られるよう、求める英語能力の水準が適切なものになっているか継続的に検証すること。併せて、選考における英語能力の確認方法及び判定基準について、入学希望者に誤解が生じないよう、募集要項その他の公表資料において明示し、適切に周知すること。

54	日本語教育機関名	倉敷外語学院		
	機関所在地	岡山県倉敷市	設置者	株式会社ラビス
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	500
	設置課程	進学2年課程／進学1年6か月課程／進学1年課程		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
日本語教育機関の経営に必要な知識又は経験を有すること（法人の場合、経営を担当する役員）	法　2条3項1号ロ(2) 確　1(2)イ～ニ	一部の教員について授業担当が集中する日が見受けられることから、教員の健康管理及び教育の質の維持の観点を踏まえ、休憩時間の確保を含む適切な労務管理体制を徹底・維持すること。
学則	法　2条2項3号 規　1条3項9号、2条	進級・修了要件、再評価のプロセス及び成績算出割合について、生徒が進級及び修了の要件を適切に理解できるよう、学則等の関連規定を実態に即した内容に整理し、分かりやすく示すこと。
情報の公表に関する体制	法　2条3項2号イ 法　3条1項 規　4条 認　9条	卒業後の進路について主に専門学校を想定しており、認定課程外でJLPTやEJU等の外部試験対策を実施している旨の説明があったことから、入学希望者が入学後の学習内容及び進学支援の内容を適切に理解・予見できるよう、試験対策の具体的内容及び進学支援体制について、募集案内やウェブサイト等を通じて、多言語も含めて分かりやすく情報提供すること。
入学者の募集	法　2条3項2号ハ 認　26条	
校舎	法　2条3項2号ロ 認　13条 告　3条 確　2(2)②③	本校の校舎は耐震補強工事を予定している旨の説明があったことから、生徒の安全確保及び災害時等における日本語教育の継続的な実施を図る観点から、耐震性の確保に必要な工事に係る具体的な実施計画を策定し、計画的かつ確実に実施すること。

	教育課程編成の考え方 授業科目	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(1)(6)	進学2年課程の初級Ⅰ（A1レベル）における授業科目「読解」及び「聴解」について、授業時数に対して学習内容が多く設定されていることから、主たる科目である「総合日本語」との関係性及び教育的役割を整理した上で、指導実務及び到達目標の達成が適切に図られるよう、授業時数、学習目標及び学習内容の整合性について継続的に検証すること。
	学習内容 授業科目 教材等	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(5)(6)(7)	授業科目「漢字」について、非漢字圏の生徒に対する既習漢字の確実な定着を意図している旨は確認できたものの、到達目標としてB2を設定していることを踏まえ、当該レベルで求められる学習目標との関係がより明確になるよう、副教材の活用等の検討も含め、教材の位置付け及び学習内容について継続的に検証すること。

55	日本語教育機関名	神戸外語教育学院		
	機関所在地	兵庫県神戸市	設置者	国際文化産業株式会社
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	600
	設置課程	進学2年コース／進学1年9か月コース／進学1年6か月コース／進学1年3か月コース		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
情報の公表に関する体制	法　2条3項2号イ 法　3条1項 規　4条 認　9条	授業科目及び学習内容について、生徒及び入学希望者に対する情報提供が十分とは言えないことから、教育内容が分かりやすく伝わるよう適切な情報公開を行うこと。また、日本語教育課程以外の課程について、実施の有無及び位置付けを整理し、適切な情報公開を行うこと。
学則	法　2条2項3号 規　1条3項9号、2条	学則第22条に関連して、別途定めた「生徒納付金に関する返還事項」について、途中退学時の授業料の控除額及び解約事務手数料の設定が、消費者契約法、特定商取引法その他の関係法令に抵触しないことを確認し、要すれば是正すること。さらに、寄宿舎費用の返還規程について、途中退寮時の違約金等の取扱いを明確化するとともに、消費者契約法その他関係法令との適合性を確認し、必要に応じて是正すること。
評価等に関する体制	法　2条3項2号イ 法　8条1項 規　7条 認　9条 確　2(1)⑩	自己点検・評価の項目のうち、「認定日本語教育機関の目的及び目標の達成状況の評価」について、進学実績等を用いて評価することとしているが、自己点検・評価の実施時期は１月から２月である一方、前年度３月時点の実績を含めて評価を行うこととしていることから、点検対象期間における教育活動の成果を適切に評価できるよう、評価対象期間及び評価に用いる実績の取扱いについて整理し、自己点検・評価の実施時期、結果の活用・公表の時期の変更も含めて検討し適切に実施すること。
学習成果の評価	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(8)	進級及び修了の要件として各授業科目においてD評価以上の成績を修めることとしているが、要件を満たさない者に対する補講、追試及び再履修の取扱いについて、生徒が理解できるよう明確に周知すること。
修了の要件	法　2条3項2号ハ 認　28条 確　2(3)⑥ 指　5-2(9)	
入学者の募集	法　2条3項2号ハ 認　26条	各課程及び各レベルの学習時間数及び到達目標について、入学希望者に分かりやすい形で適切に情報提供し伝達すること。また、一部の出身国の生徒については、母国語対応ではなく英語による支援を行うことから、入学者選考において英語による意思疎通能力を確認すると説明があったが、募集要項等に明示されていないため、入学希望者に対して適切に情報提供を行い、該当する出身国からは必要な英語能力を有する生徒を受け入れること。

56	日本語教育機関名	上尾国際教育センター（AIEC）		
	機関所在地	埼玉県上尾市	設置者	株式会社インテグラル・ヒューマン・リソーシズ
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	100
	設置課程	進学準備コース2年／進学準備コース1年9か月／進学準備コース1年6か月		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
授業科目	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(6)	授業科目「読解」について、面接審査では当該授業科目の目的や授業方法に関する説明があったものの、授業科目名と授業内容との関係について、より分かりやすく示す余地があることから、教職員及び生徒において当該授業科目の目的や狙いが適切に共有されるよう努めるとともに、必要に応じて授業科目名を含めた整理・見直しを行うこと。
学習成果の評価	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(8)	ルーブリックについて、評価基準における達成度と配点との関係や評価の観点をより具体的に整理した上で、評価の妥当性及び透明性を確保できるルーブリックとなるよう引き続き改善を図ること。
入学者の募集	法　2条3項2号ハ 認　26条	進学準備コース1年6か月については、他の課程と求める日本語能力が異なることから、各課程で求める日本語能力の違いについて入学希望者に対する情報提供をより分かりやすく行うこと。また、各課程の目的に応じた日本語能力を有する者を適切に受け入れることができるよう、求める日本語能力をより確実に確認できる選抜方法を工夫すること。
入学者の日本語能力等の確認	法　2条3項2号ハ 認　27条	

57	日本語教育機関名	東京保健医療専門職大学日本語別科		
	機関所在地	東京都江東区	設置者	学校法人 敬心学園
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	80
	設置課程	進学2年課程／進学1年6か月課程		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
授業科目	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(6)	中上級2の授業科目「総合日本語」について、設定された言語活動と授業科目としての到達目標との関係が明確ではなかったことから、当該授業科目としての目標を達成するために必要な言語活動別の能力について、Can doとしてより具体的に整理し、生徒に分かりやすく示すこと。
評価等に関する体制	法　2条3項2号イ 法　8条1項 規　7条 認　9条 確　2(1)⑩	点検・評価のために用いる資料は文書化されているところ、どの程度の達成レベルなら、どう評価するかについても、評価基準を明確に示すこと。
入学者の募集	法　2条3項2号ハ 認　26条	当該課程においては、医療・福祉系以外への進学も可能だが、学習内容では中上級1の段階から医療・福祉系の語彙表現等の専門分野に特化した内容を取り扱う。この特性は、入学前から生徒には周知すべきであることから、入学希望者に対して、教育課程の特色及び主な進路がより具体的に伝わるように情報提供を行うこと。
学習上の支援体制	法　2条3項2号ニ 認　29条	現状では、当該機関だけで全ての在籍生徒への母語対応はできないが、設置者のグループとしては対応ができていると説明があった。生徒の母語又は十分に意思疎通できる言語での対応が可能な職員を機関として確保し、緊急時も含めて生徒が必要な支援を円滑に受けられるような支援体制の充実を図ること。

58	日本語教育機関名	IAY日本語学校		
	機関所在地	北海道札幌市	設置者	株式会社インターナショナルアカデミー
	設置課程分野	留学	合計収容定員数(人)	144
	設置課程	進学2年コース／進学1年9か月コース／進学1年6か月コース		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
学則	法　2条2項3号 規　1条3項9号、2条	第13条（成績評価）について、言語活動別の熟達度評価の方法及び基準と授業科目における到達度評価との関係を生徒が明確に理解できるよう、規定内容を整理した上で記載方法を工夫すること。 第22条（修了・卒業の認定）について、成績評価が基準に達しない者の取扱いが学則上明確ではないことに加え、修了要件、卒業要件及び出席管理基準との関係が必ずしも明確ではないことから、修了認定及び卒業認定の基準を生徒が明確に理解できるよう記載内容を整理し、適切に運用すること。
評価等に関する体制	法　2条3項2号イ 法　8条1項 規　7条 認　9条 確　2(1)⑩	自己点検・評価について、評価結果は教職員からの聞き取り結果等を踏まえて委員会で判断する予定である旨の説明があったものの、評価基準及び根拠が必ずしも明確ではなかったことから、評価基準及び根拠を明確に定めた上で適切に点検・評価を実施し、点検・評価の客観性及び妥当性の確保に努めること。
組織的な研修に関する体制	法　2条3項2号イ 認　10条 確　2(1)⑪	内部研修においては、経験1年以上の教員を対象として同一の研修を実施するとしていることから、教員の資質向上及びキャリア形成を図る観点から、教員の経験年数や役職に応じた系統的かつ段階的な研修計画の充実を図ること。
教材等	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(7)	教材については、教育内容、学習目標及び到達レベルとの整合性を十分に検証し、各学習段階において求められる生徒の日本語能力を適切に育成できるよう、教材の効果的な活用に努めること。
学習成果の評価	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(8)	各授業科目において到達度評価を実施しているものの、修了時には熟達度評価として最終試験の結果等により総合的に判断することとしていることから、各授業科目における到達度評価と修了時に実施する熟達度評価との関係を整理し、生徒の学習成果の評価方法を明確にすること。

入学者の募集	法　2条3項2号ハ 認　26条	認定法施行通知第4の2(17)で求められている「設置者の種別、沿革及び実績」について、入学案内等に明記し、入学希望者に対して適切に情報を提供すること。
入学者の日本語能力等の確認	法　2条3項2号ハ 認　27条	入学時に求められる日本語能力については、機関作成のオリジナルテストにより確認することとしているが、N4相当かN5相当かを判定するための点差が僅差で設定されていることから、各教育課程の開始時に求められる日本語能力レベルに応じた入学者選抜を適切に実施できるよう、日本語能力判定基準の妥当性の確保に努めること。

59	日本語教育機関名	理知の杜日本語学校仙台校		
	機関所在地	宮城県仙台市	設置者	学校法人理知の杜
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	150
	設置課程	進学2年課程		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
入学者の募集	法　2条3項2号ハ 認　26条	一部の出身国の生徒については、学習上及び生活上の支援に当たり英語による意思疎通を前提としており、選考時に英語能力の確認を行うとの説明があったことから、入学希望者に誤解が生じないよう、求める英語能力の内容や確認方法について、募集要項等において分かりやすく明示すること。

60	日本語教育機関名	岩谷学園よこはまITビジネス専門学校日本語科		
	機関所在地	神奈川県横浜市	設置者	学校法人岩谷学園
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	400
	設置課程	日本語科進学2年課程／日本語科進学1年6か月課程		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
学則	法　2条2項3号 規　1条3項9号、2条	学則第11条（教職員組織）について、日本語教育課程に係る教員体制との関係を明確にし、認定基準に定める必要教員数を満たす体制であることが容易に確認できる記載となるよう見直すこと。
学習成果の評価	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(8)	授業科目「キャリア学習」については、生徒の自律的な学習や振り返りを促す特色ある取組として認められる一方、評価においてはポートフォリオ管理や学習に向かう態度に関する要素の比重が大きく、日本語教育機関として育成を目指す日本語運用能力との関係が分かりにくい面が見受けられた。日本語教育課程全体における当該授業科目の位置付けを明確化するとともに、日本語教育の参照枠におけるCan do等の言語能力記述を踏まえ、各言語活動が育成する日本語能力との関係並びに評価基準及び評価方法について継続的な検証・改善を図ること。
入学者の募集	法　2条3項2号ハ 認　26条	入学者の募集を行う際は、入学を希望する者に対して在学中に必要となる一般的な生活費用に関する情報等について、募集要項、機関案内又はホームページ等を通じて適切かつ正確に情報提供すること。

61	日本語教育機関名	秋田日本語学院		
	機関所在地	秋田県秋田市	設置者	学校法人伊藤学園
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	120
	設置課程	進学2年コース／進学1年6か月コース		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
学則	法　2条2項3号 規　1条3項9号、2条	学則及び募集要項における納付金の返還規定について、来日後の中途退学者や入学しなかった場合も原則として返還しない旨の定めが見受けられるが、面接審査においては個別事情に応じて返還を行う場合があるとの説明があった。学則等の記載内容と実際の運用との整合を確保するとともに、消費者契約法その他の関係法令との関係も踏まえ、内容を見直し必要に応じて適切に改めること。
情報の公表に関する体制	法　2条3項2号イ 法　3条1項 規　4条 認　9条	認定日本語教育機関として公表が求められる日本語教育課程の授業科目及びその内容、学則、自己点検・評価結果等について、現時点ではホームページ上で必ずしも分かりやすく掲載されているとは言えない状況が見受けられた。認定後は、入学希望者等が教育内容及び学習環境を適切に理解できるよう、関係法令に基づく情報を体系的かつ分かりやすい形で公表すること。
学習成果の評価	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(8)	学習成果の評価について、ルーブリック評価及び自己評価を用いる計画が示されているが、評価結果から生徒自身が課題を把握し、その後の学習計画の見直しや学習方法の改善に結び付ける運用については、より具体的に検討すること。また、評価観点や修了判定の妥当性について継続的に検証し、生徒の日本語能力の伸長及び自律的な学習能力の育成に資する評価体制となるよう改善に努めること。

62	日本語教育機関名	日本文化アカデミー大阪		
	機関所在地	大阪府大阪市	設置者	日本文化振興株式会社
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	150
	設置課程	進学2年コース／進学1年6か月コース		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
日本語教育機関の経営に必要な知識又は経験を有すること（法人の場合、経営を担当する役員）	法　2条3項1号ロ(1) 確　1(1)イ～ハ	主任教員は教務及び生活指導に係る業務を担っていることから、教育の質を確保するため、業務負担が過重とならないよう適切な役割分担及び教員体制の整備に努めること。
日本語教育機関の経営に必要な知識又は経験を有すること（法人の場合、経営を担当する役員）	法　2条3項1号ロ(1) 確　1(1)イ～ハ	教育方針、教育内容、生徒への支援及び学習環境等を含む自校の特色を整理した上で、入学希望者に分かりやすく情報提供を行うこと。 また、認定日本語教育機関としての適切な運営を行うため、日本語教育機関及び認定制度への理解を深めるなど、より一層の研鑽に努めること。
入学者の募集	法　2条3項2号ハ 認　26条	
入学者の日本語能力等の確認	法　2条3項2号ハ 認　27条	生徒が教育課程の到達目標を達成する上で支障が生じないよう、各課程で求める入学時の日本語能力を適切に確認し、生徒の募集及び選抜を実施する体制の充実を図ること。

63	日本語教育機関名	早稲田言語学院横浜校		
	機関所在地	神奈川県横浜市	設置者	株式会社WLS教育グループ
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	400
	設置課程	進学2年課程／進学2年漢字強化課程／進学1年6か月課程／進学1年6か月漢字強化課程／就職2年課程		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
学則	法　2条2項3号 規　1条3項9号、2条	学則第17条について、授業科目ごとの試験、修了試験及び出席要件の関係を整理し、授業科目の合格と修了判定との関係が明確に分かるよう記載を見直すこと。特に、修了試験を修了要件とする場合は、その位置付けを明確に記載すること。また、追試に関する規定について、追試後の成績評価の取扱いを含め、生徒に分かりやすい記載とすること。さらに、「学籍管理に係る細則」第2条（出欠席）について、遅刻、早退及び欠席の判定基準が明確となるよう記載を見直し、生徒の誤解を招くことのないよう整理すること。
学習成果の評価	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(8)	各授業科目において、学習目標の達成に向けてどのような言語活動を行うのかを明確にし、それぞれの言語活動に対応する具体的な教育活動及び評価項目・評価方法を分かりやすく整理すること。

64	日本語教育機関名	Sunwell Language Academy Tokyo		
	機関所在地	東京都練馬区	設置者	株式会社サンウェルアカデミー
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	100
	設置課程	エンジニア就職2年課程		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
学習成果の評価	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(8)	言語活動別の熟達度判定に用いるルーブリックシートについて、各観点の評価基準及び熟達度判定との関係を整理し、言語活動別の熟達度がより分かりやすく示されるよう工夫すること。
出席管理体制	法　2条3項2号ニ 認　30条 ガ　1	出席率が50％又は80％を下回った生徒への対応について、ガイドラインを踏まえた体制が示されていたが、資格外活動に起因する欠席への対応方針及び学則に規定する公欠の取扱いについても、具体的な内容を整理し、生徒へ周知すること。

65	日本語教育機関名	日創京都中京日本語学院		
	機関所在地	京都府京都市	設置者	株式会社日創美装
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	56
	設置課程	進学2年コース／進学1年6か月コース		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
学則	法　2条2項3号 規　1条3項9号、2条	除籍等の取扱いについて、聞き取りや督促等の手順を想定しているとの説明があったことから、これらの手順を学則及び関連規程において明文化し、適切な運用を行うこと。また、入学条件に係る記載についても関連書類との整合性に留意すること。
情報の公表に関する体制	法　2条3項2号イ 法　3条1項 規　4条 認　9条	公表予定の情報の掲載方法や内容について、日本語教育課程の授業科目及びその内容、授業料その他の認定日本語教育機関が徴収する費用等の具体的な掲載内容がより分かりやすいものとなるよう、認定日本語教育機関として公表が求められる情報の内容を改めて整理し、生徒や入学希望者に分かりやすい情報公表を行うこと。
教育課程編成の考え方 教育課程の到達目標・到達レベル 学習内容	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(1)(2)(5)	専門学校進学を主たる目的とする教育課程である一方で、到達目標や学習内容においては文化的なテーマが多い点について説明を求めたところ、学校の教育理念との関連だけでなく、生徒にとって身近で調べやすいこと等の説明があった。しかし、これらの学習内容と進学目的との関係性や教育課程全体の一貫性については更に明確にする余地がある。教育課程の目標、評価方法、学習内容・方法との関係を整理し、日本語教育課程全体の整合性を一層高めること。
教材等	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(7)	授業科目「日本語総合」において採用している教材について、その選定理由として多様な活動が含まれているとの説明がなされた。一方で、主な対象学習者が外国在住者である教材を国内の進学を目的とする課程で使用することについて、教育課程の目的との関係をより明確にすることが望まれる。また、授業科目「読解」及び「聴解」において日本語能力試験対策の教材を使用する理由については、テクストの種類の多さとの説明があったが、目的に応じた多様な読み方を身に付ける授業目的との関係についても、より明確に整理することが望まれる。以上のことから、教育課程の目的に照らした教材の適切性について、継続的に検証すること。
学習成果の評価	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(8)	学習成果の評価に当たり、到達レベルの判定にJLPT模擬試験も用いるとの説明があったことから、当該試験結果と日本語教育の参照枠における到達レベルとの対応関係を十分に整理した上で、評価方法の妥当性を検証し、学習成果を適切に測定できる評価体制を構築すること。

66	日本語教育機関名	HESED東京芸術文理学院		
	機関所在地	東京都中央区	設置者	朝広 南
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	410
	設置課程	進学2年課程／進学1年9か月課程／進学1年6か月課程		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
学則	法　2条2項3号 規　1条3項9号、2条	学則第9条及び第10条に規定する進級要件及び修了要件について、成績評価でC評価（59～40％）以下の生徒には再試験を課し、再試験でB評価（79～60％）以上となった場合は合格となるものの、成績表上の評価は再試験前の評価から変わらないとのことであった。適切な評価を経て合格となったことが確認できるよう、再試験の評価についても生徒に対して確実に示すこと。 また、最終学期の終了時に、期末試験とは別に熟達度試験を実施するとのことだが、教育課程としての熟達度評価は授業科目の成績によって行い、熟達度試験の結果は修了認定には影響しないとの説明であった。このことが学則上では明確に確認できないため、修了要件について整理し、記載内容を精査すること。
修了の要件	法　2条3項2号ハ 認　28条 確　2(3)⑥ 指　5-2(9)	
評価等に関する体制	法　2条3項2号イ 法　8条1項 規　7条 認　9条 確　2(1)⑩	点検・評価について、エビデンスとして教職員に対しアンケートを実施するとの説明であったが、当該アンケートの内容が明確には確認できなかったことから、エビデンスについてより具体的に整理し、一層精度の高い評価を実施できる体制を整えること。
日本語教育機関の経営に必要な知識又は経験を有すること（法人の場合、経営を担当する役員）	法　2条3項1号ロ(2) 確　1(2)イ～ニ	研修を担当している主任教員と本務等教員は、全員が生活指導担当者も兼務するため業務負担に懸念がある。また、定期研修等を通して教育の質の維持向上を図るとの説明があったが、日本語教育の参照枠を踏まえて編成された新たな教育課程について、授業開始前に教員間で認識が共有されることが望ましい。以上のことから、外部講師の更なる活用や、実施時期の検討等により、持続可能かつより充実した研修計画となるよう努めること。また、メンタルヘルス等、学習上及び生活上の支援に係る内容も必要に応じて盛り込むことで、研修内容の一層の拡充を図ること。
組織的な研修に関する体制	法　2条3項2号イ 認　10条 確　2(1)⑪	

67	日本語教育機関名	ユニタス日本語学校		
	機関所在地	山梨県甲府市	設置者	学校法人 ユニタス日本語学校
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	680
	設置課程	進学日本語2年課程／進学日本語1年9か月課程／進学日本語1年6か月課程／日本語運用力養成2年課程／日本語運用力養成1年課程		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
情報の公表に関する体制	法　2条3項2号イ 法　3条1項 規　4条 認　9条	認定法施行規則第4条で公表が求められている「日本語教育課程の授業科目及びその内容」及び「設置者の氏名及び住所」について、入学希望者等が容易に確認できるよう、ホームページ等における掲載内容を整理し、適切に公表すること。
学則	法　2条2項3号 規　1条3項9号、2条	生徒納付金返還規定について適用される場面、返還対象及び返還条件の違いについて生徒が誤解なく理解できるよう、規定内容を明確化するとともに、募集要項その他の関連文書との整合を図ること。
組織的な研修に関する体制	法　2条3項2号イ 認　10条 確　2(1)⑪	教育の質の確保及び教員のキャリア形成の観点から、初任者、中堅教員及び管理職層それぞれに求められる役割や能力を踏まえ、各研修の関連性を伴った組織的かつ段階的な研修計画を充実させること。
学習内容	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(5)	生徒のポートフォリオを使用した「学習を自ら管理する能力」の育成方法について、学習目標の設定、振り返り、自己評価及び学習計画の見直しの方法を具体化すること。また、その過程において教員が行う支援及び指導の内容を明確にし、教育課程全体の中で体系的に位置付けること。
教材等	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(7)	授業科目「総合日本語」について、使用教材と学習目標及び到達目標との対応関係をより明確にし、各レベルで設定されたCan doの達成に資する教材選定及び学習内容であることが分かるように整理すること。

	入学者の募集	法　2条3項2号ハ 認　26条	入学希望者が自身の進路や目的に応じて適切な課程を選択できるよう、進学課程及び日本語運用力養成課程について、それぞれが対象とする学習者、教育内容、卒業時期等の違いに加え、入学後の課程変更が認められていないことや、日本語運用力養成課程を選択した場合には卒業時期によって進学先への接続に影響が生じる可能性があることについても、入学前に十分に説明し、生徒が理解した上で課程を選択できるようにすること。

68	日本語教育機関名	益田日本語学院		
	機関所在地	島根県益田市	設置者	有限会社ひろせ
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	80
	設置課程	進学2年課程／進学1年6か月課程		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
日本語教育機関の経営に必要な知識又は経験を有すること（法人の場合、経営を担当する役員）	法　2条3項1号ロ(2) 確　1(2)イ～ニ	面接審査において、校長の知見を活用し、教員に対する研修や在留管理等に係る業務の標準化を進める旨の説明があったものの、教員及び職員の中には、担当する業務に係る実務経験が限られる者も含まれていることから、設置者として、校長及び主任教員と連携し、各人の経験や役割に応じた指導及び研修を計画的に実施するなど、日本語教育機関を適切かつ安定的に運営するための組織体制の充実を図ること。
学則	法　2条2項3号 規　1条3項9号、2条	年間の授業週数と各教育課程の授業週数との関係、修了及び卒業に係る用語の使い分け、条文間の重複並びに別表に示された課程及び到達目標について、日本語教育課程及び関係書類との整合性を確認した上で、学則の記載内容を整理し、表現を統一する等、入学希望者及び在校生徒がこれらの情報を正確に把握できるよう工夫すること。
組織的な研修に関する体制	法　2条3項2号イ 認　10条 確　2(1)⑪	研修について、開校前に教案作成の支援や模擬授業を行うとともに、開校後も授業実践を通じて教員を支援する旨の説明があったところ、授業経験が限られる教員も配置予定であることを踏まえ、各教員の経験、担当業務及び日本語教育課程編成のための指針に示す日本語教育の参照枠を踏まえた教授方法への習熟段階に応じた継続的かつ段階的な人材育成が行われるよう、研修の実施時期、内容及び方法を具体化し、教員の能力向上につなげること。
修業期間・学習時間	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(3)	進学1年6か月課程の中上級Ⅱについて、進学2年課程の中上級Ⅱと同一の到達目標を設定している一方、学習時間は進学2年課程と比べて20単位時間短い計画となっている。この点について、反転学習及び授業時間外学習により補う旨の説明があったことから、当該内容及び方法を具体化した上で適切に実施し、進学1年6か月課程の中上級Ⅱにおける当該到達目標の確実な達成を図るとともに、これらの情報を入学希望者及び在校生徒が把握できるよう工夫すること。

学習内容 教材等	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(5)(7)	授業科目「総合日本語」について、中上級Ⅰ及び中上級Ⅱで使用する主教材の内容及び水準を踏まえ、社会的・抽象的なテーマによる発表や作文等の学習活動を別途取り入れる予定である旨の説明があったことから、当該学習活動の内容及び実施方法を具体化し、生徒がB2の到達目標を確実に達成できるよう、当該授業科目の学習内容の充実を図ること。
学習成果の評価	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(8)	各学期の期末試験において、各言語活動において目標の達成をプロフィシエンシーテストで測るとの説明があり、熟達度を測る評価の整備を行うとのことであったが、特に、ルーブリックを用いた学習成果の評価について、評価課題及び評価基準を明確にするとともに、担当教員間で共有し、評価の客観性及び一貫性を確保すること。また、言語活動「書くこと」の評価について、評価対象、評価方法及び評価基準を明確にし、教員及び生徒に分かりやすく示すとともに、生徒の学習成果を正確に把握できるよう、当該評価を適切に実施すること。

69	日本語教育機関名	インターカルト日本語学校		
	機関所在地	東京都台東区	設置者	株式会社インターカルト日本語学校
	設置課程分野	留学	合計収容定員数(人)	600
	設置課程	異文化コミュニケーションのための日本語2年課程／異文化コミュニケーションのための日本語1年9か月課程／異文化コミュニケーションのための日本語1年6か月課程／異文化コミュニケーションのための日本語1年3か月課程／異文化コミュニケーションのための日本語1年課程		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
学則	法　2条2項3号 規　1条3項9号、2条	修了要件について、学則第25条及び様式第10-1号に「ただし、上記要件を満たさない場合であっても、出席率、科目成績、および学習ポートフォリオの提出状況を総合的に判断し、校長が修了に相当すると認めた時は、この限りではない。」と例外要件が定められている。面接審査の際は、当該例外要件について考慮すべき特段の事情があると判断された場合のみ適用されるものであること、考慮すべき事情があると判断された後にこれまでの学習状況から修了に相当するかどうかを総合的に判定する旨説明があったところ、学則は判断の基準及び根拠となるため、例外要件が適用されるケース及び手順について基準を明確にし、学内で共有すること。 また、学期ごとに成績評価を行っているが、次のレベルに進級できず、最終的に課程の到達目標に達していなくても、課程の修了が可能になっているように読めるなど、分かりにくい記述があることから、教育課程の到達目標と修了要件の関係を整理し、適切な基準を設けること。
修了の要件	法　2条3項2号ハ 認　28条 確　2(3)⑥ 指　5-2(9)	
評価等に関する体制	法　2条3項2号イ 法　8条1項 規　7条 認　9条 確　2(1)⑩	自己点検・自己評価表について、卒業の認定及び学習の成果に関する項目並びに仲介手数料に関する事項をどの項目で評価するのか明確に確認できないことから、これらの事項について自己点検・自己評価を行う項目を明確にすること。
授業科目	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(6)	選択式の目的別授業科目に関し、様式第10-2号からも添付書類（23）からもどのような体系になっているか確認できず、どのレベルでどの授業科目が受講可能なのか、D評価を受けた際の取扱いなどが不明確であることから、当該授業科目の体系や受講に関する情報について整理し、これらの情報が生徒を含めた学内に正確に伝わるよう努めること。
学習成果の評価	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(8)	授業科目「総合日本語」の学習成果の評価に関し、特にJ1からJ6レベルでの「聞く」活動の評価の有無及び評価の方法が不明確であったことから、これらについて整理すること。また、複数の授業科目の評価項目として平常点での評価が設定されているが、平常点の評価については、妥当性・信頼性・公平性を踏まえて適切な評価観点を設定するとともに、評価が教員個人の主観に過度に左右されないよう、評価基準を検討すること。

	入学者の日本語能力等の確認	法　2条3項2号ハ 認　27条	大学・大学院卒業生に関する入学時の日本語能力の確認について、実施の有無及び実施方法が明確とは言えないことから、実施の有無及び実施方法について整理して、入学案内、入学者の選考要領等に明記すること。
	健康診断	法　2条3項2号ニ 認　33条 確　2(4)②	様式第7号には、健康診断の検査項目を定めるに当たり、学校保健安全法施行規則第6条に定められている検査項目を参照したと記載されているにも関わらず、具体的な検査項目は結核検診のみと記載している。さらに面接審査においては必要な生徒を対象に個別に対応している旨を述べたが、検査項目を限定する理由や、当該個別対応により実施する理由が不明確であることから、「認定日本語教育機関の認定等に当たり確認すべき事項」2(4)②の趣旨を確認の上、検査項目について検討すること。

70	日本語教育機関名	ジェット日本語学校		
	機関所在地	東京都北区	設置者	学校法人 柴永国際学園
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	150
	設置課程	大学・大学院進学1年コース／大学・大学院進学1年6か月コース／日本語習得基礎1年コース／日本語習得応用1年コース		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
学習成果の評価	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(8)	修了判定は、平常点と期末試験の結果から算出した各授業科目の評価を基に行われるところ、成績評価に用いる評価項目や、評価項目の構成割合の設定根拠を整理するとともに、当該課程で定めた到達目標の達成度を適切に評価できる修了判定基準となっているか検証の上、修了判定の適切な運用に留意すること。
修了の要件	法　2条3項2号ハ 認　28条 確　2(3)⑥ 指　5-2(9)	

71	日本語教育機関名	学校法人木下学園 カナン国際教育学院		
	機関所在地	東京都江東区	設置者	学校法人木下学園
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	400
	設置課程	進学2年コース／進学1年9か月コース／進学1年6か月コース／進学1年3か月コース／進学1年コース		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
教育課程編成の考え方	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(1)	機関の基本理念に掲げる「多文化共生社会を牽引していく人財」と、当該人材の育成に向けて養うとされている行動力・協働力・社会適応力との関係や、これらの力の教育課程全体における位置付けについて、より明瞭にすること。特に、社会適応力については、自己の状況を客観的に把握し、目標に応じて計画を立て、実行プロセスを調整・改善する力として説明があったことから、授業科目「自律学習」との関係を含め、その位置付けを整理すること。その上で、基本理念に掲げる人材像と行動力・協働力・社会適応力との関係、さらに行動力・協働力・社会適応力と各授業科目及び学習活動との対応関係をより明確にすること。
学習内容 教材等	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(5)(7)	授業科目「総合日本語」は レベルによって使用する教材が異なることから、各レベルにおける学習目標及び学習内容との対応を踏まえ、教材間の接続や学習内容との関係、到達目標との整合性について継続的に検証するとともに、必要に応じて適切な見直しを図ること。
学習成果の評価	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(8)	到達度評価、熟達度評価及び授業科目ごとの成績評価の関係を整理し、五つの言語活動ごとの学習成果がどのように評価され、それらが科目ごとの成績評価並びに進級及び修了判定にどのように反映されるのかを明確にするとともに、生徒に分かりやすく周知すること。また、補習・追試等を経ても所定の到達水準に達しなかった場合の取扱いを含め、進級及び修了に係る判定の考え方を整理し、評価体系全体の整合性について継続的に検証すること。あわせて、ルーブリック評価についても、評価指標及び配点方法の適切性を確認し、評価の公平性及び一貫性の確保を図ること。

入学者の募集	法　2条3項2号ハ 認　26条	進学1年9か月コースと進学1年6カ月コースはいずれも入学時の日本語能力がA2相当とされているところ、面接時に日本語能力レベルや学習内容の違いについて説明を行っていることが確認できた。各コースの到達目標や想定する入学時の日本語能力レベル等については、コースごとの違いが入学希望者に明確に伝わるよう、募集要項及びその他の公表資料において明示し、適切に周知すること。
学習上の支援体制	法　2条3項2号ニ 認　29条	母語による対応が困難な入学希望者については英語による対応を行うとの説明があったが、入学時のオリエンテーション、学習支援及び緊急時対応等において適切な理解及び意思疎通が図られるよう、求める英語能力の水準が適切なものとなっているか継続的に検証すること。あわせて、選考における英語能力の確認方法及び判定基準について、入学希望者に誤解が生じないよう、募集要項その他の公表資料において明示し、適切に周知すること。

72	日本語教育機関名	ARC東京日本語学校		
	機関所在地	東京都文京区	設置者	学校法人ARC学園
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	640
	設置課程	進学2年課程／進学2年アドバンス課程／進学1年9か月課程／進学1年6か月課程／就職2年課程／就職1年9か月課程／就職1年6か月課程		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
日本語教育機関の経営に必要な知識又は経験を有すること（法人の場合、経営を担当する役員）	法　2条3項1号ロ(2) 確　1(2)イ～ニ	副校長と主任教員を兼務する体制については、授業担当を持たず組織的な役割分担により対応するとの説明があったことから、主任教員が現場の教育活動や教員の指導状況を直接把握する機会が限定されることのないよう留意するとともに、副校長及び主任教員としての業務が適切に遂行されるよう、業務負担や現場との連携体制について継続的に検証し、必要な見直しを随時行うこと。
評価等に関する体制	法　2条3項2号イ 法　8条1項 規　7条 認　9条 確　2(1)⑩	点検・評価について、誰がどの評価項目を担当するのか、また教職員や生徒等の現場の意見をどのように収集し評価に反映するのかをより具体化するとともに、評価者、評価項目、評価方法及び現場の声の収集・反映方法を明確に文書化した上で、機関内で認識共有を図ること。
組織的な研修に関する体制	法　2条3項2号イ 認　10条 確　2(1)⑪	非常勤教員を対象とした研修については、教育の質の維持・向上の観点から、任意参加の研修に係る謝金の支払いを含め、研修機会の充実及び参加を促進するための方策や必要な予算について検討すること
教育課程の到達目標・到達レベル 学習内容	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(2)(5)	進学アドバンス２年課程については、高度な到達目標を設定していることを踏まえ、非漢字圏の生徒を含む多様な背景を持つ生徒が着実に当該目標を達成できるよう、到達目標と教育内容との整合性や学習支援の在り方について継続的に検討し、実行すること。

教育課程の到達目標・到達レベル	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(2)	就職課程については、主として技術・人文知識・国際業務による就職を想定しているとの説明があった一方で、特定技能による進路を希望する生徒についても個別に対応するとの説明があった。課程の目的及び目標、学習内容並びに想定する進路を整理した上で、当該課程が想定する進路について入学希望者に誤解なく伝わるよう、適切な時期に必要な情報を提供すること。 また、進学２年アドバンス課程については、到達目標と学習内容のレベルとの関係をより明確にし、入学希望者に課程の特色及び到達目標が適切に理解されるよう、募集要項等における記載内容を検討すること。
入学者の募集	法　2条3項2号ハ 認　26条	
学習成果の評価	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(8)	初中級「口頭表現（発表）」については、発表原稿に対する指導と評価の関係について、学習目標との対応関係を整理した上で、生徒にとって評価の妥当性や納得性が確保されるよう、評価方法及び評価基準について見直すこと。
学習上の支援体制	法　2条3項2号ニ 認　29条	母語対応者が配置されていない言語については、入学希望者に対して英語能力の確認を行っているとの説明があったもののその内容は口頭での案内にとどまっていることから、入学時に求める英語能力の基準及び選考方法について、募集要項等においても分かりやすく示すこと。また、多様な国籍の生徒の受入れを想定していることを踏まえ、母語支援体制の充実について検討すること。

73	日本語教育機関名	ARC京都日本語学校		
	機関所在地	京都府京都市	設置者	学校法人ARC学園
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	400
	設置課程	日本語・日本文化理解2年課程／日本語・日本文化理解1年課程／進学2年課程／進学1年6か月課程／就職2年課程		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
教育課程の到達目標・到達レベル 授業科目	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(2)(6)	授業科目「発音」及び「文字・語彙」については、到達目標Can do、授業内容及び評価方法の関係が必ずしも明確ではない箇所が見受けられた。特に、「発音」については技術的能力の習得と実際の言語活動との関係性、「文字・語彙」については各生徒の自律学習を前提とした目標設定と課程として求める到達目標との関係性が分かりにくいものとなっている。ついては、各授業科目において、当該授業科目で育成する能力がどのような言語活動につながるのかを明確にするとともに、到達目標、授業内容及び評価方法の対応関係がより分かりやすくなるよう整理すること。
学習内容 授業科目	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(5)(6)	授業科目「総合日本語」については、文型・語彙等の習得を基礎として言語活動へ接続する考え方が示されているが、教育課程全体を通じた言語活動中心の学習内容及びその段階的な発展の過程が必ずしも明確ではない箇所が見受けられた。日本語教育の参照枠の趣旨を踏まえつつ、各レベルで育成する言語活動と学習内容との関係をより明確にし、生徒が実際の言語使用場面において言語活動の目標を達成するための能力を段階的に伸長できるよう、教育課程の運用について工夫すること。
学習上の支援体制	法　2条3項2号ニ 認　29条	母語対応者が配置されていない言語については、入学希望者に対して英語能力の確認を行っているとの説明があったものの、その内容は口頭での案内にとどまっていることから、入学時に求める英語能力の基準及び選考方法について、募集要項等においても分かりやすく示すこと。

74	日本語教育機関名	アークアカデミー新宿校		
	機関所在地	東京都新宿区	設置者	株式会社アークアカデミー
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	320
	設置課程	進学2年課程／進学1年9か月課程／進学1年6か月課程／就職2年課程／就職1年9か月課程／日本語・日本文化理解1年3か月課程		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
評価等に関する体制	法　2条3項2号イ 法　8条1項 規　7条 認　9条 確　2(1)⑩	添付書類(29)の学則施行細則及び添付書類(32)の自己点検・評価実施要領には評価委員会に関する記載はあるところ、自己点検・評価の結果を踏まえた改善策の実施及び機関内での共有に係るプロセスについても、継続的な教育活動の改善を確実に行う観点から文書上明確にし、機関内での認識共有を図った上で着実に実施すること。
入学者の募集	法　2条3項2号ハ 認　26条	母語が非英語圏の出願者に対する英語能力の確認について、入学時に求める英語能力の基準及び選考方法を募集要項等に分かりやすく示し、入学希望者に確実に周知すること。また、再試験、補習及び進級に関する制度について整理し、学則施行細則等においてより明確にするとともに、生徒に不利益が生じないよう適切に周知すること。
学習上の支援体制	法　2条3項2号ニ 認　29条	

75	日本語教育機関名	南大阪国際語学学校		
	機関所在地	大阪府藤井寺市	設置者	SILS株式会社
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	320
	設置課程	進学2年／進学1年6か月／特定技能1年		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
学則	法　2条2項3号 規　1条3項9号、2条	学則細則第15条第3項において、学習態度及び学習姿勢に関する評価として「自律」「協働」「異文化間理解」の各観点について評価を行い、成績表に表示することとされているが、評価基準や評価項目は現時点では具体化されておらず、評価を行う場面や大枠のみを策定しているとの説明がなされた。これらの評価も学習成果として成績表に表示される事項であることから、「自律」「協働」「異文化間理解」の各観点についても、評価基準等を具体的に定めるとともに、その評価結果をどのような形で成績表に表示するのかを明確にすること。
学習成果の評価	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(8)	
評価等に関する体制	法　2条3項2号イ 法　8条1項 規　7条 認　9条 確　2(1)⑩	自己点検・評価における評価項目について、評価者の判断による定性的な評価が多く見受けられる。教育活動の改善に資する客観的かつ継続的な点検・評価とするため、学習成果等その他数値による把握が可能な事項については、可能な限り定量的な指標を用いて設定すること。
教育課程の到達目標・到達レベル	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(2)	試験対策の授業科目において、「聞く」「読む」の言語活動が設定されているが、そのCan doは試験問題への対応に向けた取組を中心とした記載となっている。このため、試験対策そのものを主たる目標とするのではなく、「聞く」「読む」の言語活動としての到達目標も明確にすること。なお、授業科目の性質上、必ずしも全ての授業科目について言語活動を設定する必要はないことから、授業科目の特性に応じて言語活動の設定を含めた到達目標の示し方を整理することも含めて検討すること。

76	日本語教育機関名	ECC日本語学院名古屋校		
	機関所在地	愛知県名古屋市	設置者	株式会社 ＥＣＣ
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	320
	設置課程	進学2年コース（A1開始）／進学2年コース（A2開始）／進学1年9か月コース／進学1年6か月コース／進学1年コース／日本語キャリア形成1年（基礎）コース／日本語キャリア形成1年（実践）コース／日本語キャリア形成1年6か月コース		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
学則	法　2条2項3号 規　1条3項9号、2条	学則において、進学コースからキャリア形成コースへのコース変更を認めることとしていることから、コース変更後の修了認定及び教育課程の修了要件の適用関係についてより明確に示すこと。また、学則、募集要項及び関連資料において、コース変更後にどの教育課程の修了要件が適用されるかを生徒により分かりやすく示すなど、コース変更時の修了認定の取扱い及び修了要件との関係について明確に規定し、生徒に周知すること。

77	日本語教育機関名	浜松日本語学院		
	機関所在地	静岡県浜松市	設置者	学校法人静岡理工科大学
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	600
	設置課程	進学2年課程／進学1年6か月課程		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
学則	法　2条2項3号 規　1条3項9号、2条	学則及び日本語学院教務規程について、各授業科目の学習成果の評価に関する記載では「修了評価点」「修了時」、修了要件に関する記載では「修了条件」など、修了に関する用語の用い方が統一されておらず、内容が分かりにくいことから、用語の整理を行い、明確な記載とすること。
評価等に関する体制	法　2条3項2号イ 法　8条1項 規　7条 認　9条 確　2(1)⑩	点検・評価について、現行の評価項目では目的及び目標の達成状況そのものを確認する内容であることが明確になっていないため、目的及び目標の達成状況を適切かつ明確に把握できる評価項目となるよう見直すこと。 また、大項目ごとに小項目の平均点を評価点とする評価方法としている一方、面接審査では小項目ごとの分析及び改善を行う旨の説明がなされており、平均点を用いる目的や活用方法が明確ではなかったことから、評価方法及び評価結果の活用方法を整理し、明確化すること。 加えて、担当者による自己評価と担当外の者による検証を組み合わせた評価方法を予定しているとの説明があったが、評価者の組合せ等の具体的な運用方法は未整備であったことから、評価の客観性及び妥当性を確保できるよう、評価体制及び実施方法を具体化すること。
教育課程の到達目標・到達レベル	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(2)	授業科目「日本語言語知識」「総合言語活動」のB1レベルのCan doについて、「何とか生活できるだけの言語能力」「A2レベルよりも流ちょう」といった一部に抽象的な記載が見られたことから、日本語教育課程編成のための指針において求められるように、日本語教育の参照枠を踏まえ、学習成果を適切に評価できる内容となるよう、具体的かつ測定可能なCan doとなるよう見直すこと。
災害等の場合の転学支援等	法　2条3項2号ニ 認　31条	転学先の確保に当たっては近隣の日本語教育機関に限らず、広域での支援も含めて検討し、生徒に対する転学支援体制の一層の充実を図ること。

78	日本語教育機関名	静岡日本語学院		
	機関所在地	静岡県静岡市	設置者	学校法人静岡理工科大学
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	337
	設置課程	進学2年課程／進学1年6か月課程		

留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
日本語教育機関の経営に必要な知識又は経験を有すること（法人の場合、経営を担当する役員）	法　2条3項1号ロ(2) 確　1(2)イ～ニ	各課程のクラス数については、年度ごとの生徒数の変動等を踏まえ、教員配置や教室数に応じた適切な学級編成がなされるよう運用すること。
学則	法　2条2項3号 規　1条3項9号、2条	学則上の修了要件について、「全ての科目の成績評価においてDの評価がないこと」と規定されているが、対象となる授業科目、評価の時点及び進級要件との関係や、D評価を受けた場合の補講及び再試験による取扱いとの関係がより明確となるよう学則の記載を見直すこと。また、学則上の学習成果の評価について、「A～Dまで四段階での成績評価が行われる」との記載はあるが、当該評価をどのように取り扱い進級要件とするのか、進級要件に達しなかった場合の対応も含め、明確に規定し記載すること。
評価等に関する体制	法　2条3項2号イ 法　8条1項 規　7条 認　9条 確　2(1)⑩	点検・評価について、現行の評価項目では目的及び目標の達成状況そのものを確認する内容であることが明確になっていないため、目的及び目標の達成状況を適切かつ明確に把握できる評価項目となるよう見直すこと。
学習内容	法　2条3項2号ハ 認　22条 確　2(3)⑥ 指　5-2(5)	授業科目「異文化理解」の具体的な活動内容について、面接審査において説明を求めたところ、学校行事や地域施設の訪問等の地域交流活動を通じて日本文化や日本社会への理解を深めるものが中心であった。一方で、機関は「教育の3つの柱」の一つとして「異文化理解と多文化共生への姿勢」を掲げているところ、多様な文化的背景を有する者同士の相互理解や多文化共生への理解を深める観点が「異文化理解」を中心とする学習内容からは必ずしも明確に読み取れなかった。当該理念と学習内容との整合性を整理し、当該理念の実現に向けて活動内容を改めて検討すること。